

タイトル	「パックス・アメリカーナ第2期」の実相(3) : クリントン政権と国際政治経済秩序
著者	野崎, 久和; NOZAKI, Hisakazu
引用	季刊北海学園大学経済論集, 60(1): 29-70
発行日	2012-06-30

《論説》

「パックス・アメリカーナ第2期」の実相 (3)

— クリントン政権と国際政治経済秩序 —

野 崎 久 和

目 次

4. クリントン政権と国際政治経済秩序

(1) 対外経済政策

① 貿易政策

② 通貨政策

(2) 外交安全保障政策

① ロシア・中東欧諸国

(a) 対ロシア政策

(b) 対中東欧政策

② 「ならず者国家」

(a) 対イラン政策

(b) 対イラク政策

(c) 対北朝鮮政策

③ 地域・民族紛争

(a) ソマリア紛争とルワンダ紛争

(b) ボスニア紛争とコソボ紛争

(c) パレスチナ紛争

④ 国際テロ・大量破壊兵器

(a) 国際テロ

(b) 大量破壊兵器

i) 核兵器

ii) 生物・化学兵器

(3) 第4章の結論

主要参考文献

「パックス・アメリカーナ第 2 期」の実相 (1)

はじめに

I. パックス・アメリカーナ第 2 期興隆の背景

1. 経済力

- (1) 経済力
- (2) 国際経済システム
 - ① 国際通貨システム
 - ② 国際貿易システム

2. 軍事力

- (1) 「唯一の超大国」
- (2) 圧倒的な軍事力

(以上、『北海学園大学経済論集』第 59 巻第 1 号, 2011 年 6 月.)

「パックス・アメリカーナ第 2 期」の実相 (2)

— ブッシュ父政権と国際政治経済秩序 —

II. 冷戦後の米政権による国際政治経済秩序構築の意図と結果

3. ブッシュ父政権と国際政治経済秩序

- (1) 対外経済政策
 - ① 貿易政策
 - ② 通貨政策
- (2) 外交安全保障政策
 - ① 冷戦終結
 - ② 湾岸戦争と「新世界秩序」
 - ③ 「新世界無秩序」

(以上、『北海学園大学経済論集』第 59 巻第 3 号, 2011 年 12 月.)

4. クリントン政権と国際政治経済秩序

ビル・クリントンは、1993 年 1 月に大統領に就任し、2 期 8 年に亘り大統領職を務めた。クリントンは 1946 年生まれで、戦後生まれの初めての大統領となった。46 歳の若さで大統領となったクリントンは 1960 年代の青年時代、同世代の多くの若者と同じく、リベラルな思想に惹かれ、カウンター・カルチャーに影響され、ベトナム戦争に反対していた。クリントンは 1978 年、地元アーカンソー州の知事選挙に出馬し当選、32 歳と全国最年少の知事となった。その後一度は落選するものの、1992 年の大統領選挙まで同州の知事を務めた。アーカンソー州は、人口が全米総人口の 1% 程度の小規模で、一人あたりの個人所得が全米最下位の部類に属する南部の保守的な州である。

クリントンは、「外交通」のブッシュ父を相手に、「アメリカの再生」を訴えて、1992 年の大統領選挙に勝利した。したがって、クリントン政権の最優先課題は、「経済」、「内政」であった。事実、クリントンは就任早々、国内外にわたる経済戦略の要となる機関として — 国家安全保障会議 (NSC: National Security Council) にならって — 国家経済会議 (NEC: National Economic Council) を創設し、後に財務長官となる投資銀行家のロバート・ルービンをその委員長に据えた。また、対外貿易交渉を担う通商代表部 (USTR: United States Trade Representative) の機能も強化した。そして、クリントン政権の対外経済政策は、アメリカ経済の再生・雇

用回復を主目的として展開されていった。

クリントンは、前任のブッシュ父大統領とは異なり、国政、外交安全保障面での経験はなかった。そして、民主党が12年間も政権から離れていたこともあり、クリントン政権——特に第1期(1993年1月～1997年1月)——は外交・安全保障に関して人材・力量不足が問われた。しかも、冷戦後、国際問題や外交に対するアメリカ世論の関心は弱まる一方であった。こうした中、クリントンは「拡大と関与」戦略を掲げて、冷戦後の国際秩序の構築に乗り出した。

アメリカ社会が保守化の傾向を示し、しかも自身の個人的なスキャンダルが政治問題化する中で、クリントンがどのような対外経済政策と外交安全保障政策を展開していったのか、そしてその成果はどうであったのか、以下に見ていく。

(1) 対外経済政策

クリントン政権第1期の最優先課題は「アメリカの再生」で、その柱は、経済再生・雇用回復、教育改革、医療保険制度改革であった。経済再生・雇用回復のために、財政再建、中間層の再生、輸出拡大、IT化推進などが主要課題とされた。それは、前任のレーガン、ブッシュ父両大統領の12年間に及ぶ共和党政権が、富裕層優遇の減税政策、軍事力拡大政策、ドル高政策を行った結果、アメリカは「双子の赤字」に陥り、中間層が忘れ去られ、企業は低コストを求めて海外進出を加速した、といった認識のもとに導き出されたものである。

財政再建のために、クリントン政権はまず1993年8月、「1993年包括財政調整法(OBRA93: Omnibus Budget Reconciliation Act of 1993)」を成立させ、5年間で約5000億ドルの財政赤字を削減するとした。その目標に向け、同法は、①歳出抑制のために「1990年包括財政調整法(OBRA90)」の「CAP」制と「pay-as-you-go (PAYGO)」ルール規定を1998年度まで3年間延長し²、②歳出削減のために、国防費削減、メディケア(高齢者医療保険制度)の見直し、行政府の合理化などを盛り込んだ。そして、③歳入増加のために、富裕層への所得増税、法人所得増税、ガソリン増税などを打ち出した。また、「1997年均衡財政法(BBA97: Balanced Budget Act of 1997)」では、「CAP」制と「PAYGO」ルール規定を2002年まで延長すると共に、更なる歳出削減と増税で、2002年度に財政収支を均衡させることを規定した。こうした措置に加え、景気回復・拡大で税収が伸びたこともあり、財政収支は着実に改善、1998年度には目標より4年も早く黒字となった。財政収支の黒字転換は、実に29年ぶりのことであった。個人所得税に関しては、レーガン、ブッシュ父両政権によって3段階(15%、28%、31%)に簡素化・引き下げられたが、クリントン政権は最高税率に2つの高税率(36%、39.6%)段階を加え5段階とした³。富裕層への増税の一方、中間層や低所得者に対する税率は変更しなかつ

¹ クリントンは多くのスキャンダルを抱えたが、特に政権第1期の1993年末に発覚したアーカンソー州知事時代のホワイト・ウォーター政治資金疑惑と、政権第2期の1998年1月に発覚した元ホワイトハウス実習生との不倫疑惑は、クリントンの政治的威信・求心力を弱めた。後者のスキャンダルに関しては、大統領の偽証問題も生じ、大統領としては南北戦争後の1868年のアンドリュー・ジャクソン以来、アメリカ史上2例目となる弾劾訴追につながった。

² 「CAP制」は、連邦財政の「裁量的政策経費(discretionary spending)」(国防、教育、政府運営経費等)を個別歳出毎に上限を設けるもので、「pay-as-you-go」ルールは、「義務的支出(mandatory spending)」(年金、医療等)に関し、これらの支出を増やす場合(あるいは減収となる場合)には、そうした措置によって赤字を増やさない(あるいは黒字を減らさない)措置で相殺するというルールである。

³ レーガン政権はまず、1981年の「経済再建税法(ERTA: Economic Recovery Tax Act)」で、それまで

た。また、年間所得3万ドル未満の勤労者には所得控除を拡大することで、実質減税を行った。

クリントンは、IT (Information Technology: 情報技術) 化推進も積極的に取り組んだ。まず、大統領に就任した1993年に全米情報インフラストラクチャー (NII: National Information Infrastructure) 整備を目指した行動計画を策定し⁴、先進的な高度通信・情報サービスのネットワーク化を図り、IT産業の育成・発展を目指した。そして、IT化推進に加え、教育重視の観点からも、学校へのパソコン導入を積極的に推進した。こうしたこともあり、クリントンは、シリコンバレーなどのIT企業やベンチャービジネスから高い評価を得た。

財政収支の改善とIT化の進展は「インフレなき持続的な経済成長」に結びつき、アメリカは「ニュー・エコノミー (New Economy)」の時代を迎えたとも言われた。実際、財政収支の改善は、長期金利の低下をもたらし、投資を大いに刺激した。そして、インフレ率も低下を続けた。企業は——製造業のみならず非製造業も——特に技術革新が開花したIT関連の投資を積極的に行い、生産性を向上させた⁵。政府が民間の経済活動に積極的に関わり、IT化を推進し、財政収支を改善させることを主体としたクリントン政権の経済政策は——「レーガノミクス」に対抗して——「クリントノミクス」とも呼ばれるようになった。その成果は、スキャンダルで打撃を受けたクリントン大統領の支持率を底支えするのに役立った。

しかし、そうした一方で、「中間層の再生」は進まなかった。レーガン、ブッシュ父両共和党政権の12年間で顕著になった所得分配不平等の拡大傾向は、クリントン政権の8年間でも殆ど改善されなかった。企業はリストラを断行し、特に1990年代前半には景気回復が雇用結びつかない「雇用なき回復 (Jobless Recovery)」といった傾向が見られた。また、経済グローバル化・IT化に伴い、「中間管理職のスリム化」、「ホワイトカラーの没落」といったような状況も現れた。そして、労働者の実質賃金は低下を続けた。その一方、高額所得者の収入は、ストック・オプションによる株式所得などもあり飛躍的に拡大した。そうした結果、経営者と労働者の収入格差は拡大を続けた⁶。更に、輸出も期待ほどには増加しなかった。その一方で、輸入が急増したことから、貿易収支赤字・経常収支赤字は拡大していった。次に、クリントン政権の貿易政策を見ていく。

① 貿易政策

経済再生・雇用回復のために、クリントン政権は「輸出拡大」、「海外事業機会の拡大」を図った。輸出・海外事業機会の拡大のために、クリントン政権は、アメリカ産業の国際競争力の強化

14~70%まで15段階あった個人所得税率を11~50%の14段階とし、更に1986年の「税制改革法 (TRA: Tax Reform Act)」で、15%と28%の2段階まで簡素化・引き下げを行った。この間、最高税率は70%から28%にまで大幅に引き下げられた。その後、ブッシュ父大統領は「1990年包括財政調整法 (OBRA90: Omnibus Budget Reconciliation Act of 1990)」によって、31%の最高税率を新たに設けた。クリントン大統領は、その最高税率31%の層に対し、年間所得18万ドル以上の高額所得者の所得税率を36%に引き上げた。更に、年間所得25万ドル以上の高額所得者には10%の付加税を課し、39.6%とした。

⁴ NIIは通称「情報スーパー・ハイウェイ構想」と言われ、元々アル・ゴア副大統領が提唱していたものである。それは、アメリカのすべてのコンピュータを高速通信回線で結び、すべてのアメリカ人がどこでもネットにアクセスできるようにしようとする構想であった。

⁵ 1990年代後半のアメリカ経済の回復・拡大に関しては、野崎 [2011a] (pp.39-44) を参照のこと。

⁶ 全米トップ500社の最高経営責任者 (CEO) の報酬額のブルーカラー労働者の報酬に対する倍率は、1960年代の25倍から、1988年には93倍、1999年には419倍にも急上昇した (秋元・菅 [2003] pp.352-353)。

を図る一方、貿易政策として「地域主義的な自由貿易圏の創設・拡大」と、「二国間協議による相手国の市場開放」に積極的に取り組んだ。クリントン政権は、二国間協議で一定数量のアメリカ製品の輸入を義務付けることを迫るなど、その手法はGATT・WTOの原則に抵触する「結果志向主義貿易政策」であるとして、各国から強く批判されたのである。

確かに、クリントンは多角的自由貿易体制の強化に取り組み、難航していたGATTウルグアイ・ラウンドの合意達成に向け努力した。クリントンは、ウルグアイ・ラウンドの下、農業製品の市場アクセス改善や、サービス貿易の自由化・ルール化、知的財産権の保護、投資ルールの策定などを通じて、アメリカ製品の輸出拡大や、多国籍企業の海外事業機会の拡大を図ろうとしたのである。しかし、ウルグアイ・ラウンド交渉は揉めに揉めた。最大の争点は農業問題であった。ただ、その農業問題は、前任のブッシュ父政権が退任直前の1992年11月、欧州連合(EU)との間で大筋の合意に漕ぎ着けた(ブレアハウス合意)。そして、このブレアハウス合意が弾みとなり、翌1993年7月の鉱工業製品の市場アクセスに関しても合意が得られ、ウルグアイ・ラウンドは1993年12月に実質的な合意に達したのである(翌1994年4月調印)。クリントン政権は日本や欧州諸国等に鉱工業製品の関税引き下げを説得していたが、その役割はブレアハウス合意を達成したブッシュ父政権の役割ほど困難なものではなかった。

ウルグアイ・ラウンド合意の結果、多角的貿易交渉の場として、それまでのGATTに代わって、GATTを強化・拡大した世界貿易機関(WTO)が1995年1月に発足した。そのWTOの最初のラウンドが1999年11月、アメリカ西海岸ワシントン州シアトルで開催されたWTO閣僚会議で合意・宣言される予定であった。しかし、クリントン政権の準備・根回し不足に加え、反グローバル化を訴えるNGOや学生、労働者などの激しいデモがあり、新ラウンド開始宣言は見送られた。そして、新ラウンドの開始は2年後の2001年12月、中東カタールのドーハで開催されたWTO閣僚会議でようやく合意・宣言され、ドーハ・ラウンドが開始されることになった。

クリントン政権は、WTOを主体とする多角的自由貿易体制よりも、地域主義的な自由貿易圏の創設・拡大により積極的に取り組んだ。その第一歩は、前任のブッシュ父政権が1992年8月に締結した米加自由貿易協定に、新たにメキシコを加えた北米自由貿易協定(NAFTA: North American Free Trade Agreement)である。NAFTAに関しては議会(特に民主党リベラル系議員)や民主党の支持基盤である労働組合、それに環境団体などから激しい反対・批判があったが、クリントンは1993年11月、野党共和党議員の支持を取り付けて⁷、かろうじて可決・成立にこぎつけた(NAFTA発効は1994年1月)。その結果、世界最大の経済規模を持つ自由貿易圏が誕生した。

また、クリントンは、北大西洋を重んじた従前の政権とは異なり、アジア太平洋を重視する姿勢を打ち出した。その一環として、クリントンは1993年11月、アジア太平洋経済協力(APEC: Asia-Pacific Economic Cooperation)にとって非公式ながら初めてとなる首脳会議をシアトルで開催した。クリントンは、シアトル会議において貿易・投資の自由化を促す一方、

⁷ 下院では1993年11月17日に採決が行われ、賛成234:反対200で可決されたが、賛成の内訳は共和党が132で民主党の102を上回った。また、反対票は、民主党が156と共和党の43の4倍近くにも達した。更に、11月30日に採決が行われた上院でも、61対38で可決されたが、賛成は共和党が34と民主党の27を上回り、反対は民主党が28と共和党10の3倍近くもあった。

APEC 首脳会議で政治・安全保障問題をも協議することを提起した。そして、翌1994年11月の第2回 APEC 首脳会議では、貿易・投資自由化を、先進国は2010年までに、途上国も2020年までに達成することが合意された（「ボゴール宣言」と呼ばれた）⁸。更に、クリントンは1994年12月、第1回米州首脳会議（米州サミット）をフロリダ州マイアミで開催し、キューバを除く米州34か国で、北中南米全域にわたる米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）を2005年までに創設することの合意を得た⁹。FTAAは、実現すれば人口約8億人と、EU27か国（2005年時点で約5億人）を上回る、世界最大の人口規模を持つ自由貿易圏となる予定であった。

ただ、APECは元々、オーストラリアと日本が主導して1989年に設立された地域フォーラムである¹⁰。それは、ブロック経済化したEC・EUやNAFTAとは異なり、緩やかな地域協力の枠組みで「開かれた地域主義」を標榜し、WTOに基づく多角的自由貿易体制を補完するものとされていた¹¹。しかも、その後アジア太平洋地域でも二国間・地域間FTAが急速に進展したことから、APECの存在意義は実態的に薄れつつある。また、FTAAは1998年4月に交渉が正式に開始され、2001年には素案（ドラフト・テキスト）が用意された。しかし、アメリカと、ブラジルをはじめとする中南米諸国との間で意見の隔たりが大きく進展しなかった。中南米諸国は、アメリカの影響力拡大・浸透を懸念したのである。そして結局、ブッシュ政権時の2005年11月の米州サミットで、FTAAは事実上交渉中断となった。

GATT・WTOを軸とした多角的貿易交渉に比べ、クリントン政権は——前任のブッシュ父政権と同様あるいはそれ以上に——二国間協議により傾注した。その第1のターゲットは、最大の対米貿易黒字国で世界第2位の経済大国であった日本である。日本は新重商主義的な産業・貿易政策や円安などを通じて国際競争力を高め、ハイテクをはじめアメリカの主要産業を次から次に追い落とし、アメリカ人の雇用を奪った、と思われたのである。アメリカ世論には、冷戦の終焉に伴うソ連の脅威の消滅に代わって、日本が、アメリカの——経済どころか——安全保障にとっても最大の脅威になった、といった声が高まった。クリントン政権は、そうした世論を対日交渉に利用したのである。そして、「日本叩き」は、民主党の支持母体である労働組合や、クリントンを支持したハイテク産業にアピールする機会にもなったのである。

日本に対し、クリントンはまず大統領就任半年後の1993年7月、東京で開催された主要7か

⁸ 2010年11月に日本の横浜で開催されたAPEC首脳会議において、ボゴール目標の達成評価が行われ、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドの先進国5か国のほか、評価に自発的に参加したシンガポール、香港、韓国、台湾、マレーシア、チリ、メキシコ、ペルーの8か国・地域に対し、顕著な進展を遂げた、と評価された。なお、首脳会議では、「ボゴール目標達成評価」に加え、「成長戦略」と「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP：Free Trade Area of Asia-Pacific）への道筋」に関して合意がなされ、「横浜ビジョン」として採択された。FTAAPに関しては、現在協議が行われているASEAN+3や、ASEAN+6、TPP（Trans-Pacific Partnership）といった地域的取り組みを更に発展させることで実現するとされた。

⁹ クリントンは、FTAA創設と同時に、「民主主義と効率的な政府を強化すること」及び「よき隣人となること」を提唱している（Clinton〔2004〕p.637、筆者訳）。

¹⁰ 1989年発足時のメンバーは、日本、オーストラリア、アメリカを含む12か国だが、その後中国（1991年）やロシア（1998年）なども加わり、2012年1月時点では21か国・地域となっている。

¹¹ APEC参加21か国・地域のGDP及び貿易額は、夫々世界の約半分を占める。FTTAPといった巨大な自由貿易圏が実現すれば、WTO体制を補完する存在になるのか、あるいはWTO体制への障害になるのか、現状では判定が困難である。

国首脳会議 (G7 東京サミット) の際に、宮澤首相に「日米包括経済協議」の開催を迫り受諾させた。クリントンは、前任のブッシュ父大統領が「日米構造協議 (SII)」に取り組んだものの、SII 合意がアメリカの輸出増加には結びつかなかったとして、①自動車・自動車部品や半導体等の個別製品の市場開放、②保険・金融等のサービス分野の市場開放、③知的財産権の保護、に関して協議することを要請、その結果「日米包括経済協議」が1993年9月に開始された。交渉は難航したが、1994年8月には知的財産権、10月には政府調達・保険、12月には板ガラス、1995年1月には金融サービス、6月には投資・企業間関係の分野で夫々決着が見られた。そして、揉めに揉めて交渉決裂寸前までいった自動車・自動車部品に関しても、1995年6月に事実上の決着が見られた¹²。

この日米包括経済協議において、クリントン政権は、日本に一定数量のアメリカ製品の輸入を義務付けることを求めた。また、経常収支黒字削減の数値目標の設定も求めた¹³。こうしたクリントン政権の「結果志向主義貿易政策」は、各国から強く批判された。1995年1月に発足したWTOでは、レーガン、ブッシュ父両政権が日本製乗用車の輸入急増に対して、日本に飲ませたような輸出自主規制 (VER: voluntary export restraints) は「灰色措置」としてその発動が禁止された。また、ブッシュ父政権が用い、クリントンも交渉手段として採用した「スーパー301条」も、その一方的な制裁措置の発動は明示的に禁止された¹⁴。クリントン政権が、スーパー301条やVERの代わりに、二国間協議を通じて結果志向主義的貿易政策を用い、アメリカ製品の輸出拡大や貿易収支赤字の削減を意図したのだとしたら、それはWTOに基づく多角的自由貿易体制を蝕むものでしかない。しかも、歴代のアメリカ政権が二国間協議を通じて日本などに要求していた市場開放は——その要求の当否はともかく——アメリカのみならず他国にも対日輸出機会を生み出すものであった。しかし、クリントン政権の手法は、アメリカのみが輸出機会を得る単独行動主義的なものでしかなかった。

クリントンは、EUとも二国間協議を展開した。まず、1995年12月、米EU首脳会議で両者

¹² 日米自動車協議に関しては、米政府がスーパー301条の発動による報復措置を振りかざす一方、日本政府はスーパー301条による一方的措置がGATT・WTO違反であるとして提訴するなど、泥沼化の様相を呈した。しかし、日米交渉は1995年6月28日、米政府による制裁発動の決定期限直前に実質的に合意され (最終合意は8月)、両政府が、①外国車の対日市場・アクセス促進のための措置、②自動車部品の購入機会に係る措置などに関して合意した。また、日米包括経済協議の枠外で、民間が対応する措置として、①日本の自動車メーカーによるアメリカでの現地生産の推進、②日本の自動車ディーラーによる外国メーカーの参入支援、などが決められた。アメリカが日本に強硬に要求していた米自動車部品購入の数値目標に関しては、日本の自動車企業5社が自主的に対応するなど、玉虫色の決着となった。

¹³ クリントン政権第1期の政府高官には、いわゆる「修正主義者 (revisionist)」が多数いた。彼らは、日本は制度的に同じ資本主義を採用しているが、実際には人種の一体性にこだわり、市場を海外に開かず重商主義的な政策を推進し、「消費者の利益」よりも「生産者の利益」を重視する、アメリカとは「異質の国」であると批判していた。異質の国であるが故に、アメリカが主張する自由貿易のルールは通用しない。したがって、日本に対しては管理貿易的手法も採用すべきである、と訴えたのである。

¹⁴ これは、WTOの「紛争解決了解 (DSU: Dispute Settlement Understanding)」第23条に基づく。ただ、米国産牛肉がホルモン剤を使用しているとしてEUが輸入禁止措置を採ったことに対し、米政府は301条を適用し制裁措置を講じたが、その措置に対しEUがWTOにパネル提訴した結果、WTOパネルは1999年12月に「301条はWTOに抵触しない」との報告を提出し、その報告は2000年1月に正式に採択された。報告によれば、301条は一方的措置でありWTOのルールに背くが、米国政府が「301条手続きをするときは、WTOの事前の判断・許可ののち、外国政府のWTO違反を認定し、また外国に対して制裁措置をとる」(小室〔2007〕p.803)と約束したため、WTOに抵触しないと判断したとしている。

間の政治・経済両面での関係強化を促す「新大西洋アジェンダ (NTA: New Transatlantic Agenda)」に合意・調印した。NTAの下、政治・安全保障面ではNATOを軸に「新たな欧州安保の構築」を目指し、経済面では「新大西洋市場 (NTM: New Transatlantic Marketplace)」の創設を謳った。新大西洋市場は、米・EU間の経済関係強化のために、次の4つの目標を掲げた。すなわち、①「相互認証 (MRA)」の拡大による貿易面の技術的障壁 (TBT) といった非関税障壁の撤廃、②2010年までの全工業製品の関税撤廃、③サービス貿易の自由貿易地域創設、④投資、政府調達、知的財産権の自由化促進、である。これらを達成することにより、1996年以降毎年アメリカの入超となっている対EU貿易に対し、アメリカの輸出が増加することや、多国籍企業のEU地域での事業機会が増えることが期待されたのである。そして、新大西洋市場は1998年5月の首脳会議で、「大西洋経済パートナーシップ (TEP: Transatlantic Economic Partnership)」に発展した。

二国間協議やFTAの推進・拡大にも拘わらず、アメリカの輸出はクリントン政権の8年間においても期待したほどには伸びなかった。一方、輸入は増加傾向が続いた。こうした結果、アメリカの貿易収支赤字・経常収支赤字は拡大を続けた。それにも拘わらず、アメリカでは1990年代後半以降、保護主義圧力は弱まっていった。これは、ひとえにアメリカ経済が、前々稿で見たように、急速に回復・拡大し、雇用情勢が顕著に好転したためである。いずれにせよ、クリントン政権の貿易政策は、アメリカの輸出機会の拡大が主目的であり、世界の公共財として新たな国際貿易秩序を構築していくような意味合いは相当弱かった。

② 通貨政策

クリントン政権も — 前任のブッシュ父政権と同様 — 変動相場制を容認し、国際通貨制度面で新たな秩序の構築を試みることはなかった。事実、ブッシュ父政権後半以降の一方的なドル安傾向に対しても、それがアメリカの輸出増加・輸入減少につながり、貿易収支赤字が改善されることを期待して容認姿勢をとり続けた。そして、そうしたクリントン政権の方針も反映してか、ドルは主要通貨に対し下落を続けた。特に、日本円に対しては、クリントン大統領就任時1993年1月の1ドル=120円台から、1995年4月にはそれまでの史上最安値となる79円台にまで大幅に下落した (ドル安・円高)。そして、その後は逆に、ルービン財務長官が主導したドル高政策や、アメリカ経済の拡大もあり、ドルはほぼ一直線に上昇を続け、1998年夏には1ドル=150円台直前にまで上昇した。こうした為替相場の大幅な上下動は、当時の日米経済・貿易関係に悪影響を及ぼした。

こうした中、1994年はブレトンウッズ協定50周年に当たり、国際通貨制度の改革やIMFの役割に関する会議が多数開催された。その中でも影響力の強かった米欧日の国際金融の専門家約50名からなるブレトンウッズ委員会は、2年間に亘って討議を重ね、1994年7月に報告書を発表した。その報告書は、変動相場制下における為替相場の「ミスアライメントと乱高下」が世界経済に悪影響を与えており、「為替相場システムの節度の喪失」が主要先進国の成長鈍化の一因である、と結論付けた。そして、同委員会は様々な改革案を検討した結果、短期的には「主要各国間の政策協調」の強化が、そして長期的には「新たな為替相場制度」の導入が課題である、と訴えた。しかし、先進諸国間の政策協調は — 為替協調介入や金融政策の協調など — ややもするとリップ・サービスの範疇に留まり、その効果は短期的・限定的な場合が多かった。更に、長期的課題とされた新たな為替相場制度の導入は、アメリカが最も否定的であったこともあり、殆

ど検討されることもなかった。

そうした中、クリントン政権時には、通貨危機が主要なものだけでも、1994年のメキシコを皮切りに、1997年アジア、1998年ロシア、1999年ブラジル、2001年アルゼンチンと立て続けに起こった。いずれの国も固定相場制度あるいは管理相場的な為替相場制度を採用していたが、米系ヘッジファンドをはじめとする投資・投機筋による、大規模な投資引き揚げ、通貨の売り叩きが起こった。これに対し、各国は為替市場介入や公定歩合引き上げなどで通貨防衛に乗り出したものの対処しきれず、結局は通貨価値が暴落したのである。こうした通貨危機に対し、クリントン政権は、隣国メキシコとロシアに対しては積極的に対応した。しかし、国際金融・世界経済にとって最大の危機であったアジア危機に対しては消極的な対応に終始した。そして、新たな国際通貨制度を検討・構築することはなかった。

メキシコは、前稿で述べたように、ブッシュ父政権のブレイディ・プランの適用を受け、1982年のデフォルト以来続いていた累積債務問題に区切りをつけた。そして、1990年代には——同じくブレイディ・プランの適用を受けたブラジルなどとともに——「新興市場 (emerging market)」と呼ばれるほどに有望視され、国際金融資本市場にも再び受け入れられるようになった。そして、1994年1月にはアメリカ・カナダとのNAFTAが発効、同年5月には中南米諸国で初めて経済協力開発機構 (OECD) への加盟を果たし、メキシコは先進国扱いとなった。しかし、同年12月には海外勢による大量の投資引き揚げ、メキシコ・ペソ売りが強まり、ペソは対米ドル相場が約半値の水準にまで暴落した (「テキーラ・ショック」と呼ばれた)。そして、こうした通貨危機が金融危機・経済危機につながることで憂慮される事態となったのである。

こうした事態に、クリントン政権は即座に、主導的に対処した。すなわち、日欧各国、IMF・世界銀行などと対策を練り、1か月後の1995年1月31日には総額528億ドルにも上る多額の支援策を取りまとめた。この内、アメリカは200億ドルの信用枠供与をコミットし、最大の支援国となった。アメリカに次いでIMFが178億ドルと、一か国に対するIMFの支援としては過去最大規模の融資を約束した。日欧諸国も、国際決済銀行 (BIS) を通じて100億ドルの供与を発表した。こうした迅速な支援のおかげで、メキシコ通貨危機は収まり、その国際金融・世界経済への影響は限定的なものに留まった。ただ、クリントン政権の対応には、隣国メキシコの経済破綻が、①アメリカ経済への打撃になること、②民主党内の強い反対を押し切って推進したNAFTAに悪影響を及ぼすこと、といった要因が最大の動機となっており、テキーラ・ショックの国際金融・世界経済への影響への配慮は二の次になっていた。

クリントン政権の国際金融・世界経済に対する配慮の欠如は、メキシコ通貨危機より遙かに深刻な問題を伴ったアジア通貨危機への対応に現れた。アジア通貨危機は、タイが1997年5月、海外投機筋を中心とした大量の投資引き揚げ、タイ・パーツ売りを受け、通貨危機に見舞われたことから発生した。タイ政府は為替市場介入や公定歩合引き上げなどで対処したが、7月2日にはそれまでのドル・ペッグ制を放棄して変動相場制への移行を決定した。しかし、その後もパーツ売りは続き、同年末にはパーツの対米ドル相場は半年前の約半値の水準にまで暴落した。タイ通貨危機は即座にアジア諸国に伝染し、韓国、マレーシア、フィリピンでも、タイと同様、1997年末までに各国通貨の対米ドル相場が約半値の水準にまで急落した。インドネシアでは、ルビアの対米ドル相場が年末までの半年間で実に約5分の1の水準にまで大暴落した。為替相場の暴落はこうした諸国に金融危機をもたらし、金融危機は経済危機につながった。特にインドネシアの状況は深刻で、経済危機が社会不安・政治危機にまで拡大し、1998年5月にはそれまで30年以

上にも亘って強権支配体制を続けてきたスハルト政権が崩壊する事態にまで至った。当時アジアは世界的な成長市場とみなされ、西側諸国からの投融資が輸出入同様に活発になっていた。このため、アジア危機は、国際金融・世界経済に多大な悪影響を及ぼすことが懸念されたのである。

通貨金融危機に見舞われ、タイ、インドネシア、韓国は IMF に支援を要請した。その結果、IMF は 8 月 20 日にはタイ支援策を、11 月 5 日にはインドネシア支援策を、そして 12 月 4 日には韓国支援策を夫々承認した。こうした支援策は、図表 1 で見られるように、IMF、世界銀行、日本が大半の資金を負担している。一方、アメリカの負担は軽く、タイに対しては資金支援を行なわなかった。また、アジア危機に対して、日本は早くも 1997 年 8 月の ASEAN 非公式蔵相会議で、総額 1000 億ドル（内、日本は 500 億ドル）に上るアジア独自の緊急融資制度を設立する「アジア通貨基金（AMF：Asian Monetary Fund）」構想を発表した。しかし、アメリカ—及びアメリカの影響力を強く受ける IMF—が猛反対したため実現しなかった¹⁵。

アジア危機は、1998 年にはロシア、ブラジルに伝染した。ロシアには 1996 年以降、高利回りの短期国債を目掛けて、海外から大量の投資資金が流入していた¹⁶。しかし、1998 年になるとアジア危機の波及に加え国家財政破綻の懸念が台頭してきたことなどから、米系ヘッジファンドが投資を大量に引き揚げ、ルーブル相場は大幅に下落した。こうした動きに対し、ロシア政府・中央銀行は、大規模な為替市場介入に加え、5 月 27 日には公定歩合を 150%にまで引き上げるな

(図表 1) IMF を軸とした国際金融支援

		タイ	インドネシア	韓国
IMF 支援承認日		1997 年 8 月 20 日	1997 年 11 月 5 日	1997 年 12 月 4 日
総額（コミット・ベース） 内訳（億ドル）		172 億ドル IMF：40, 世銀 15 日本：40, 米国：0	412 億ドル以上 IMF：100, 世銀 45 日本：50, 米国：30	538.5 億ドル IMF：210, 世銀 100 日本：100, 米国：50
経済 再 建 策	財政政策 金融政策	財政均衡維持（緊縮財政） 金融引き締め（高金利）		
	金融部門再建	不健全な金融機関の分離等		
	構造改革 （金融部門以外）	特に言及せず	関税障壁段階的廃止 非関税障壁段階的廃止 輸入・流通独占の廃止 価格統制の廃止 民営化の推進、等	貿易・資本の自由化 企業（財閥）構造改革 —会計制度 —政府金融の縮小 —系列企業間の相互支払 保証制度の見直し、等

(出所) 東京三菱銀行調査月報（1998 年 2 月）「アジア通貨危機に対する IMF の処方箋について」に一部加筆。

¹⁵ アジア通貨基金構想の挫折を受けて、日本政府は 1997 年 5 月、総額 300 億ドルの二国間ベースの金融支援策「新宮澤構想」を発表したが、これに対してはクリントン政権から特に反対はなかった。また、2000 年 5 月には、日本・中国・韓国と ASEAN 諸国が通貨危機に際して外貨を融通しあう「通貨スワップ協定」（チェンマイ・イニシアティブ）に合意した。この協定に基づき、日本はタイと 2001 年、緊急時通貨スワップ協定を締結した。その後、参加国が次々と協定を締結し、アジア地域内における通貨危機・為替相場の乱高下を防止できるような枠組みが強化されてきた。

¹⁶ 当時ルーブル相場は下落が続いていたが、短期国債の利回りが高く、為替先物予約を行った上でも有利な投資となっていたために、海外から大量の投資があり、短期国債発行残高は 1998 年春には約 700 億ドルにも達した。

ど対応したが、それでも投資引き揚げ・ルーブル売りの流れは止まらず、ロシアは8月には通貨金融危機に陥った。クリントン政権は、ロシア通貨金融危機に対し直接には資金支援を行わなかったが、IMF支援策を迅速かつ積極的に取りまとめた。その結果、1998年7月13日、総額226億ドルに上る緊急追加支援（IMF 151億ドル、世界銀行60億ドル、日本15億ドル）が合意された。それは、後述するように、ロシアの民主化・市場経済化の促進のために、ロシア経済の破綻、ロシア社会の混乱を避ける必要があったためである。

ロシア通貨金融危機で巨額の損失を被ったヘッジファンド等は、利益補填のために通貨価値が過大評価となっていたブラジルに目をつけ利食いに走った。この結果、ブラジルでも通貨金融危機が起こった。ブラジルに対しても、アメリカを中心に支援策がとりまとめられ、IMFが11月13日に415億ドルに上る金融支援を発表した。支援負担の内訳は、IMFが180億ドル、世界銀行と米州開発銀行（IDB）が夫々45億ドルと、国際機関が約3分の2を負担した。残りの145億ドルは、アメリカの50億ドルを筆頭に、日本（12.5億ドル）、欧州各国が拠出することになった。しかし、資本流出・レアル売りは止まらず、ブラジルは翌年1月、変動相場制への移行を決定した。

ブラジルの危機は、経済的な結びつきが強い隣国アルゼンチンに伝染した。アルゼンチンは1991年4月にカレンシー・ボード制を導入、1ドル=1ペソの完全な固定相場制を維持し、1980年代来のハイパー・インフレを収束させた。また、経済・貿易・投資自由化、民営化を推進するなど、ワシントン・コンセンサスを実施し、「IMFの優等生」と呼ばれていた。しかし、2000年後半からデフォルトの恐れが広がった。これに対し、IMFは12月18日、初めてデフォルトが起こる前に、397億ドルに上る対アルゼンチン金融支援策を発表した。これは、IMFが137億ドル融資し¹⁷、世界銀行や米州開発銀行も融資を供与するが、半分以上は民間セクターが負担するものである¹⁸。一方、アメリカ政府は資金支援を行わなかった。こうした予防的な支援策発表にも拘わらず、資本流出・ペソ売りは続き、アルゼンチンは結局、2002年2月11日に変動相場制に移行、ペソは急落した。

以上のような1990年代の主要な通貨金融危機に対し、クリントン政権は1994年のメキシコ、1998年のブラジルといった中南米の国の場合には支援策をまとめ、アメリカ自身が多額の資金支援を行った。1998年のロシアの場合には、IMFを通じて支援策をまとめたが、直接的な資金支援は行わなかった。そして、1997～98年のアジアの場合には、支援策の取りまとめは行わず、資金支援も日本に比べ少額に留まった（タイには資金支援を行わなかった）。しかも、アジア危機に迅速な対応をするために、日本が提案したアジア通貨基金構想には猛反対し潰した。以上のようなクリントン政権の対応は、レーガン政権が立案・実施したベーカー・プランや、ブッシュ父政権が立案・実施したブレイディ・プランに比べ、個別的・選別的な対応に留まり、国際通貨金融秩序全体に関わるような意味合いは弱かった¹⁹。

¹⁷ 137億ドルの内訳は、スタンドバイ・クレジット110億ドルと、補完準備制度（SRF：Supplementary Reserve Facility）27億ドルである。

¹⁸ 民間セクターは、国内銀行や年金基金等が既存債のロールオーバー引受け保証等の形で参加している。

¹⁹ ただ、アジア危機を反省して、IMFの資金供給能力の強化が図られた。それらは、「補完準備制度（SRF）の創設」、「予防的クレジット・ライン（CCL：Contingent Credit Line）の新設」などである。補完準備制度は、アジア通貨危機で見られたような大量の資金流出に直面した国に対してIMFが融資する制度で、通常の貸出枠では足りない韓国に適用するために1997年12月に導入された、貸出額が無制限な融資制度である。予

(2) 外交安全保障政策

1992年の大統領選挙において、経済を重視して当選したクリントンにとって、外交安全保障は弱点分野であった。しかも、民主党は12年間も政権の座から遠のいており、政権の人材不足も憂慮されていた。そうした中、クリントンは冷戦後の新たな対外戦略として——冷戦時の「封じ込め政策」に代わって——「拡大(Enlargement)と関与(Engagement)」戦略を打ち出した²⁰。それは、冷戦後の世界に、アメリカが誇る「民主主義」と「市場経済」を拡大しようとするものである。その背景には、民主主義国家同士は戦争をしないという「デモクラティック・ピース論」があり、民主化された国家が増えればアメリカや世界の安全保障につながる、という考えがあった。そして、各国が市場経済化することによって世界規模で競争が促進され、国際貿易の拡大・世界経済の繁栄に結びつき、ひいてはアメリカの経済・雇用にも好影響がもたらされる、との発想があった。

このような観点から重視されたのは、まずロシアと中東欧諸国の民主化・市場経済化である。そして、アメリカをはじめとする自由主義世界に敵対する「ならず者国家」(イラン、イラク、北朝鮮など)に対しては軍事力で対抗するものの、こうした国の民主化・市場経済化をも模索することが図られた。また、冷戦後に多発するようになった地域・民族紛争に対しては、ブッシュ父政権の路線を踏襲・発展させ、国連・国際社会との協調を重視した「積極的多国間主義(assertive multilateralism)」を唱え、国連の平和維持活動(PKO)を前向きに捉えた。そして、冷戦後に危機感が高まった国際テロと大量破壊兵器の拡散に対しても積極的に対応しようとした。以上のような課題に、クリントン政権がどのように対応し、どのような成果を得たのか、得られなかったのか、を検討する。

① ロシア・中東欧諸国

冷戦が終結したとはいえ、ロシアや中東欧諸国が民主化・市場経済化をスムーズに根付かせることができるかどうかは、1990年代の重要な国際的課題であり続けた。

(a) 対ロシア政策

クリントン政権は、冷戦後の対ロシア政策として、軍備管理・縮小、民主化・市場経済化支援を主たる課題とした。軍備管理・縮小に関しては、後述する「大量破壊兵器」の章で触れ、ここでは民主化・市場経済化支援につき検討する。

ロシアがソ連共産主義体制の行き詰まりから共産主義に逆戻りする可能性は低かったが、それとロシアで民主化・市場経済化が進展するかどうかは全く別問題であった。そして実際、元々1970年代から停滞し始めた経済の立て直し、更には市場経済化には多大な混乱・困難が伴い、国民生活は深刻な状態に陥った。そのため、市場経済化の逆行や、社会不安から民主化が停滞・頓挫することが懸念された。

したがって、国際社会にとっては、ソ連・ロシアの市場経済化を軌道に乗せると共に、経済回

防的クレジット・ラインは、他国の資本勘定危機による影響を受けやすい加盟国に対し、予防的信用枠を設定することを目的としたものである。CCLは1998年のG7で決定され、1999年4月に創設された。しかし、適用条件が厳しかったこともあり、一度も利用がなかったため、2003年11月末で廃止された。

²⁰ 「拡大と関与」戦略は、1994年7月の「国家安全保障戦略報告書」や、1995年2月の「関与と拡大の国家戦略」、1997年5月の「新しい世紀のための国家安全保障戦略」などに見受けられる。

復・社会安定を促進するよう支援することが喫緊の課題となったのである。ソ連の計画経済から市場経済への移行に関しては元々、アメリカが主催した1990年7月の主要7か国首脳会議（G7 ヒューストン・サミット）で、IMF・世界銀行・OECD・EBRD（欧州復興開発銀行）の4機関が経済改革を勧告することとされた。その要請に対し、4機関は同年12月に『ソ連経済——概要と勧告』を発表した。ソ連は翌1991年12月に崩壊し、旧ソ連の太宗を引き継いだロシアのエリツィン政権は翌1992年1月、4機関の勧告を受けて経済改革プログラムを実施した。そのプログラムは、価格自由化、国有企業の民営化をはじめとする急進的かつ全面的な経済改革であり、「ショック療法」と呼ばれた。こうした改革に応じ、主要7か国は1992年4月末の蔵相・中央銀行総裁会議で、ロシアへの240億ドルに上る経済支援を承諾し²¹、7月の主要7か国首脳会議（G7 ミュンヘン・サミット）では、旧ソ連の対外債務に係る金利・元本の返済繰り延べも容認した。更に、ロシアは1992年6月1日、IMFに正式加盟し、IMFからも支援を受けられるようになった。

4機関の中で中心的な役割を果たしたのは、IMFと世界銀行である。IMFと世界銀行に関しては、アメリカが最大の出資国であり、その影響力は——出資比率の割合を遙かに上回り——時に両理事会で「実質的に拒否権を持つ」とも言われる程大きいものがある。そうしたIMFと世界銀行は、1980年代の中南米の累積債務問題以降、財政規律、経済・貿易・投資自由化、規制撤廃、民営化などを柱とする新自由主義の「ワシントン・コンセンサス」の代弁者であった。そして、IMFや世界銀行の融資のみならずG7各国からの支援には、ワシントン・コンセンサスに基づくようなコンディショナリティが付された。したがって、旧ソ連の経済改革プログラムは、アメリカ主導の市場経済化プログラムと言える。

しかし、計画経済を70年以上にも亘って実践し疲弊したソ連・ロシア経済には、ショック療法は——少なくとも初期段階では——上手く機能しなかった。ソ連経済は1970年代から停滞し始め、冷戦終結前後にはマイナス成長と物価高騰に見舞われた。そして、1992年に市場経済化に舵を切ってから、ロシアでは更なる景気悪化、ハイパー・インフレが起こった。そして、経済混乱は——市場経済化推進者が想定していた以上に——深刻で長引いた（図表2参照）。こうした結果、1994年の実質GDPは1989年の6割程度、1998年には5割程度のレベルにまで大きく縮小してしまった。生産縮小・インフレ高進に伴い、食料・物資不足、失業率上昇、貧困層の拡大、財政破綻、公務員・軍人への給与遅配・不払い、通貨ルーブルの暴落、外貨準備の枯渇、対外債務デフォルト、地下経済の横行、腐敗・汚職の拡大等々、ロシアは深刻な状態に陥った。

(図表2) ロシアの主要経済指標の推移

(単位：%)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
実質GDP成長率	-5.0	-14.5	-8.7	-12.7	-4.0	-3.6	0.9	-4.9	5.4	8.3
消費者物価上昇率	92.7	1526.0	875.0	311.4	197.7	47.8	14.7	27.6	86.1	20.8
財政収支 (GDP比)	n.a.	-42.6	-15.9	-10.4	-6.1	-8.9	-8.0	-8.0	-3.3	3.0

(資料) EBRD, "Transitional report", 1998年版及び2002年版より作成。

²¹ 対ロシア経済支援240億ドルの内訳は、ルーブル安定化基金60億ドル、二国間支援110億ドル、IMF等国際機関融資45億ドル、利息の返済繰り延べ25億ドル、である。

こうした結果、市場経済化の逆行、民主化の停滞・頓挫や、国家体制の不安定化、民族主義や共産党の復活などの恐れが懸念された。そして、ロシアの核・ミサイルや、関連する科学者・技術者が、他国——とりわけ後述する「ならず者国家」——に流出することが真剣に憂慮されるような事態になったのである。

したがって、ロシアの市場経済化を支援すると共に、ロシア経済を回復させ社会を安定させるように支援することが喫緊の課題となった。そうした課題に積極的に対応したのは、ドイツのコール首相とアメリカのクリントン大統領である。ドイツは、対ロシア最大の債権国で経済関係が強く、政治関係も特に東西ドイツ再統一以来一段と強まっていた。一方、アメリカは、冷戦後の対外戦略の一環として、ロシアの民主化・市場経済化に強い関心を寄せていた。

クリントンはまず1993年4月、ロシア経済の立て直しが急務として、「民営化・再編支援プログラム」をG7各国に提案した。そして、各国は当初消極的であったものの、クリントンは7月の主要7か国首脳会議（G7東京サミット）で各国から協力を取り付けた²²。また、翌1994年1月の米ロ首脳会談では、財政援助（2年間に20億ドル）と、ロシア製品5千品目に対する関税引き下げ、ロシアからの高濃縮ウランの購入（20年間で120億ドル分）²³、などをエリツィンに約束した²⁴。IMFも、「体制移行融資（STF：Systemic Transformation Facility）」を承諾し、1993年7月と1994年4月の2回に分けて供与した（夫々15億ドル）。IMFは更にその後、1995年5月には「スタンドバイ・クレジット（Stand-by Credit）」68億ドル、1996年3月には「拡大融資ファシリティ（EFF：Extended Fund Facility）」102億ドルを承認した。世界銀行やEBRDも支援を行った。

クリントンは、金融・経済支援に加え、米ロ関係の重要性や、個人的な親密さをアピールすることによって、経済混乱で足元が揺らぎ保守派や共産党から足元をすくわれかねなかったエリツィンを支援した。そして、エリツィンが1996年7月の大統領選挙で再選されることを切望した²⁵。クリントンの支援は、エリツィン再選後も続いた。事実、クリントンは——後述するNATO東方拡大でのロシアの譲歩を引き出す目的もあり——エリツィンに1997年6月の主要7か国首脳会議（G7デンバー・サミット）への公式参加の機会を与え（以降新たにG8体制となった）、ロシアが切望したWTO加盟への支援も約束したのである。そして、IMFもサミット前月の5月、ロシアの経済改革努力を見極めるために停止していた拡大融資ファシリティ（EFF）を再開した。

こうした支援もあり、ロシア経済は1997年に漸く立ち直りの気配を見せ、同年の実質GDP成長率は0.9%と、1990年代で初めてのプラス成長となり、消費者物価上昇率も14.7%まで下がった（図表2参照）。そして、1997年8月にはデノミの実施を発表、翌1998年1月1日から

²² ただ、G7各国とも財政事情が悪く金融支援には消極的であったため、同プログラムは総額30億ドルにとどまった。しかも、その内無償資金援助は5億ドルで、残りは融資となった。

²³ これは、高濃縮ウランの兵器転用、他国への流出を回避することが目的となっていた。

²⁴ この会談では、米ロ両国が、核ミサイルの照準をお互いの国にも他国にも合わせないことに関しても合意された。

²⁵ エリツィン再選の障害にならないように、クリントンはエリツィンに、ロシアで反対意見の多いNATO拡大を1996年7月の大統領選挙までは進めないことを約束している（Clinton [2004] p.654）。また、IMFが同年3月に102億ドルの拡大融資ファシリティ（EFF）を承認したのも、エリツィン再選支援の狙いがあったと言われた。

1000分の1に切り下げられた新ルーブル札が登場した。しかし、1998年夏、ロシアは前述した通貨金融危機に見舞われ、デフォルトに陥った。その結果、実質GDP成長率は再び大幅なマイナスとなり、物価も再び高騰し始めた(図表2参照)。ルーブルは叩き売られ、対米ドル相場は半年間で約5分の1の水準にまで大暴落した。ロシア政府は、為替市場介入や公定歩合の引き上げで通貨防衛を試みたが失敗、結局変動相場制への移行を決断した。

通貨金融危機に際し、ロシア政府はIMFに支援を要請した。交渉の結果1998年7月13日、総額226億ドルに上る緊急追加支援(IMF151億ドル、世界銀行60億ドル、日本15億ドル)が合意された²⁶。IMFは1998年内の対ロ支援額を112億ドルとしたが、IMF自身の財源不足のために新規借入取極(NAB: New Agreements to Borrow)を利用して、アメリカ、ドイツ、日本など11か国から83億ドルを借り入れて、ロシアに融資することになった。この83億ドルの内、アメリカは最多の25%を負担した。次いで、ドイツ14%、日本12.5%、イギリス・フランスが夫々10%を負担した。IMFの緊急追加支援は極めて迅速に決定されたが、その決定にはクリントン政権からの強い働きかけがあった。クリントン政権は、特に、①核兵器を持ったロシアがもがきながらも市場経済化を進めておりその努力を支援する必要があること(「ロシアの特殊性」とも言われた)、及び②ロシア通貨金融危機が、前年に危機に見舞われたアジアなど他地域に波及することを阻止する必要があること、を訴えた。

多額の支援もあって、ロシアの対外債務残高は1999年末には約1500億ドル(内、旧ソ連債務約1000億ドル)とGDPの3割程度にも達し、デフォルトの恐れが出てきた²⁷。このため、ロシアは、対外公的債務はパリ・クラブ(主要債権国会議)に、対外民間金融機関債務はロンドン・クラブ(西側債権銀行団)に、対外商業債務は東京クラブに、夫々返済繰り延べを要請した²⁸。そして、パリ・クラブでは1999年8月、ロシアが旧ソ連から引き継いだ対外公的債務約420億ドルの内、1999~2000年に返済期限を迎える約80億ドルにつき返済繰り延べが合意された²⁹。ロンドン・クラブでも2000年2月、約320億ドルに上る旧ソ連時代の対外民間金融機関債務を35.5%削減の上、返済を繰り延べることが合意された³⁰。ロンドン・クラブ合意を受け、ロシア

²⁶ IMF支援の内訳は、EEF30億ドル、補完準備制度(SRF)53億ドル、輸出補償(CCF)29億ドルである。この結果、IMFは、1992年8月承認のスタンドバイ・クレジット以来1998年7月までに、6回、合計321億ドルの融資を承認したことになる。

²⁷ 一方、ロシアは約1200億ドルに上る対外債権を有しているとされたが、債権国がキューバ、ベトナム、モンゴル等の旧ソ連社会主義圏であるため回収は困難とみなされていた。しかも、債権はルーブル建てで、パートナー貿易に近いものが多かった。こうしたことから、ロシアの対外債権を対外債務に充当することは殆ど不可能であった。

²⁸ 東京クラブは、主に旧ソ連時代の外国貿易公団等に対する延べ払い債権が対象で、日本の総合商社が大口の債権者となっていた。

²⁹ ロシアは既に1996年4月、パリ・クラブと合意に達し、旧ソ連の対外公的債務約400億ドルにつき、5年据置後20年間で弁済する返済繰り延べが合意された。しかし、それでも返済が困難となったため、今回のパリ・クラブ債務の返済繰り延べが必要となった。なお、今回の合意に基づき、公的債務約420億ドルの債務交渉は2000年秋に行うとされたが、新たな合意が成立したのは2005年5月と、時間がかかった。なお、ロシアは同年夏、石油価格上昇を主因に外貨収入が急増したことから、150億ドルを返済した、また翌2006年8月にも216億ドルを返済し、パリ・クラブ債務を完済したと発表した。この結果、ロシアはパリ・クラブ「債権国」から、パリ・クラブ「債権国」に変身した。

³⁰ ロンドン・クラブでも1997年10月、ロシアの対外民間金融機関債務約320億ドルに対して、パリ・クラブ合意と同様5年据置20年返済の返済繰り延べが合意されていた。それでも返済不能となったために、今回の

政府は2001年末、東京クラブに対して返済繰り延べの基本方針を打診し、東京クラブは基本的にそれを受け入れた。

こうした債務削減・繰り延べ措置に加え、ロシアの最大輸出品目である原油の価格が上昇を続けたこと、通貨ルーブルが下落したこと、などからロシア経済は回復し始め、実質GDP成長率は1999年には5.4%、2000年には8.3%を記録した（ただ、それまでの下落率が大きく、2000年の実質GDPは1989年に比べ3割ほど縮小したレベルのままである）。そして、2000年代には、原油をはじめとする資源価格の高騰も受けて、ロシアは高成長を遂げる新興国BRICsの一員として評価されるようになったのである。

一方、市場経済化は、図表3のEBRDが毎年公表している「Transition Indicators（移行指数）」で見られるように、緩慢ながらも一定程度は進展した（ただ、後述するように、中東欧諸国に比べると遅れている）。EBRDは、特に「国営企業の民営化」が進展した、と評価している。実際、1993年には、石油、天然ガス、非鉄金属など、ロシアの主力産業・輸出分野で民営化が進展し、ロシア最大の石油会社ルクオイル、世界最大の天然ガス会社ガスプロム、世界最大手のニッケル・パラジウム生産企業であるノリリスク・ニッケル等々、「オルガルヒ」と呼ばれる大手新興財閥（金融産業グループ）が誕生した。ただ、民営化に際しては、新興財閥がエリツィン大統領の長女や有力政治家、官僚と癒着し、国民にとって貴重な資産であった国有企業を極めて安値で次から次へと買収、そうした新興財閥がロシア経済を牛耳るなど、深刻な問題を伴った。

以上のように、ロシアの市場経済化は1990年代の殆ど全期間を通じて、ロシア経済・社会に深刻な打撃を与えた。その度に、西側先進国・国際機関が、市場経済化のコンディショナリテイ

(図表3) ロシアの「移行指数」の推移(項目別)

	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
価格自由化	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	2.7	2.7	3.0
貿易・外国為替システム	1.0	3.0	3.0	3.0	3.0	4.0	4.0	2.3	2.3	2.3
競争政策	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.3	2.3	2.3	2.3
大規模民営化	1.0	2.0	3.0	3.0	3.0	3.0	3.3	3.3	3.3	3.3
小規模民営化	1.0	2.0	3.0	3.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
ガバナンスと企業リストラ	1.0	1.0	1.0	1.7	2.0	2.0	2.0	2.0	1.7	2.0
インフラ	Na	2.4	2.4							
銀行改革と金利自由化	1.0	1.0	1.0	2.0	2.0	2.0	2.3	2.0	1.7	1.7
証券市場とノンバンク	1.0	1.0	1.7	1.7	2.0	3.0	3.0	1.7	1.7	1.7

(注) EBRDは1994年以来毎年、「Transition report（移行報告）」を公表している。この移行報告は、市場経済の4つの主要な要素として、①市場と貿易、②企業、③インフラ、④金融機関を挙げ、夫々の項目を更に、①＝価格自由化、貿易・外国為替システム、競争政策、②＝大規模民営化、小規模民営化、ガバナンスと企業リストラ、③＝通信、電力、鉄道、道路、上下水道、④＝銀行改革と金利自由化、証券市場とノンバンク、に細分し、夫々の項目で市場経済化した割合を1～4の段階で評価し指数化している（1が最低点で、4が最高点）。

(資料) EBRD, 「Transitional report」, 1998年版及び2002年版より作成。

返済繰り延べが必要になったのである。

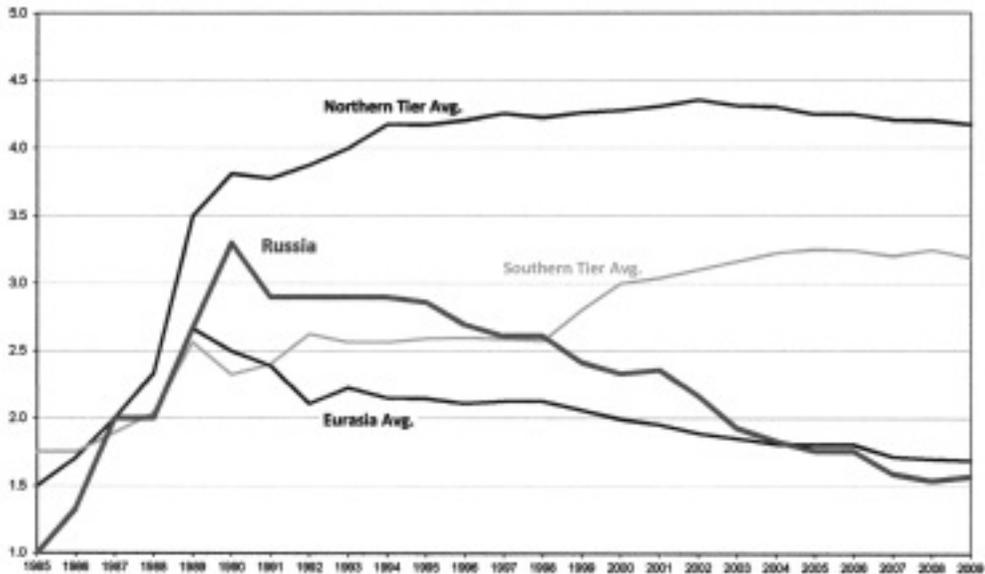
を付して金融・経済支援や債務返済協力を打ち出しロシアを支援した。そして、ロシア経済は1990年代末に漸く回復し始めた。ロシアへの資金支援という意味合いでは、最大の功労者はドイツである。アメリカは二国間の支援額ではドイツに劣るものの、クリントン政権による様々な支援がロシアの市場経済化を推進する上で大きく貢献したことは間違いない。

市場経済化に比べ、民主化の進展度合いを評価するのは容易ではない。共産党一党独裁のソ連時代に比べ、エリツィン時代のロシアは——少なくとも形式的には——大統領・議会選挙、複数政党制などを導入・維持した。しかし、そうしたロシアが、欧米並みの民主主義国家であるとは決して言えず、ロシアの民主化は不完全で道半ばであることは疑いの余地もない。それどころか、例えば米国ワシントンD.C.に拠点を置く著名なNGOのフリーダム・ハウスは、ロシアの民主化がゴルバチョフ時代の1990年前後に比べ後退した、とさえ評価している（図表4参照。この評価は参考文献で後掲する米国際開発庁の報告書でも参照されている）。ただ、民主化が停滞していようとも、ロシアが共産主義国に戻る可能性は極めて低くなった。ロシア議会における共産党の議席も非常に限られている。そのようなロシアが、アメリカや西側社会にとって、冷戦時のような存在に戻る可能性は極めて低くなった、と考えられた（ただ、ブーチン政権になって民主化が後退しており、対西側関係にも懸念されることが種々現れてきたが、この点に関しては次稿で取り上げる）。

(b) 対中東欧政策

冷戦終結に伴う中東欧諸国の最大の目標は、旧ソ連社会主義圏からの離脱とヨーロッパへの回

(図表4) ロシア・中東欧諸国等の民主化度合いの評価 (1985~2009)



(注) 評価は1～5で、5が最も進展している。国は、(1) Northern Tier：チェコ、ポーランド、ハンガリー、スロバキア、クロアチア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、(2) Southern Tier：ブルガリア、ルーマニア、アルバニア、ボスニア、コソボ、セルビア、マケドニア、モンテネグロ、(3) Eurasia：旧ソ連諸国

(資料) Freedom House, *Nations in Transit*, June 2010.

婦であった。そのために、中東欧諸国にとっては、西欧諸国の共同体である EC と軍事機構の NATO への加盟が必須事項となった。

中東欧諸国の EC (1993年11月にEUに発展) 加盟に関し、ECは1993年6月のコペンハーゲン欧州理事会で、加盟のための基準を設定した(コペンハーゲン基準)。コペンハーゲン基準は、①政治的基準(民主主義、法の支配など)、②経済的基準(市場経済の存在など)、③法的基準(加盟国として義務を履行する能力)からなる。いずれの基準も加盟希望国の大規模な改革、国内法改正を必要とするものであり、冷戦後の混乱の最中にあった中東欧諸国にとっては困難で時間のかかる課題であった。事実、中東欧諸国は1994年以降順次EU加盟を申請したものの、コペンハーゲン基準を満たしたと判断されたのは2002年12月であった(EU加盟は2004年5月、ただルーマニアとブルガリアの加盟は2007年)³¹。

EU加盟へのハードルが高かったこともあり、中東欧諸国は益々NATOへの早期加盟を熱望するようになった。しかし、中東欧諸国のNATO加盟には、①ロシアの反発と、②西側NATO加盟国の逡巡があった。西側NATO加盟国は、中東欧諸国のNATO加盟が、①ロシアを必要以上に刺激すること、②西側同盟の結束力を低下させること、③「相互運用性(インターオペラビリティ)」確保のために経費が高むこと、④中東欧地域の民族・地域紛争問題を抱え込む恐れがあること、などを憂慮したのである。

こうした状況下、中東欧諸国のNATO加盟に前向きになったのが、NATOの中心的存在であるアメリカのクリントン大統領である。クリントン政権内には、NATO東方拡大に関し賛否両論があった。反対の急先鋒は、クリントンの旧友でソ連専門家のストロブ・タルボット国務長官特別顧問(旧ソ連問題担当)であった³²。タルボットは1993年12月には国務副長官に指名され、その後2001年1月までその職にあったことからしても、クリントンの信頼が厚かったことが窺える。タルボットは、NATO拡大がロシアとの関係悪化を招き、ロシアの改革派に打撃を与え、民族主義や共産主義勢力が息を吹き返すことを懸念したのである。

一方、賛成派の急先鋒は、アンソニー・レイク国家安全保障問題担当大統領補佐官であった³³。レイクは1993年9月、対外政策に関して「拡大戦略」を発表した。それは、「西側先進諸国を中核とし、その準周辺地域に軍事力を配置し、それに敵対する地域(イラン、イラク、北朝鮮など)の侵略に備え、この敵対国をも含めた自由主義化、市場民主主義化、民主化を促進するものだ」と説明された(菅・秋元〔2003〕p.317)³⁴。レイクにすれば、中東欧諸国をNATOに取り込み、こうした国の民主化・市場経済化を盤石なものとし、地域の安全を確保しようとする狙いがあった。そして、中東欧諸国にまで拡大したNATOを通じて、アメリカの欧州地域、更には

³¹ 中東欧諸国がEU加盟を申請した時期は次の通り：1994年3月ハンガリー、同年4月ポーランド、1995年6月スロバキア、ルーマニア、同年10月ラトビア、同年11月エストニア、同年12月ブルガリア、リトアニア、1996年1月チェコ、同年6月スロベニア。なお、その他に、トルコ(1987年4月申請)、キプロスとマルタ(ともに1990年7月申請)を加えた13か国のうち、2002年12月に加盟が承認されたのは、トルコとブルガリア、ルーマニアを除く10か国のみ。ルーマニアとブルガリアは条件未達で、加盟は2007年まで遅れた。トルコは未だに加盟が認められていない。

³² 国防総省は、軍事協力の複雑化、経費増加のおそれなどから、NATO拡大には総じて消極的であった。

³³ 国務省では、NATO拡大賛成派が多かった。党派的には共和党の方が、NATO拡大に積極的であった。

³⁴ レイクの戦略は、1994年7月の「国家安全保障戦略報告書」に、「関与と拡大戦略」という形で継承された。そこには、「民主主義と市場経済の国家の共同体を拡大していく」ことが、アメリカの安全保障に寄与するとされていた。

世界に対する影響力を維持しようとしたのである。

クリントンは、賛否両論を踏まえて、NATO 東方拡大に傾斜していった³⁵。ただ、ロシアに配慮して、中東欧諸国の NATO 加盟には時間をかけ、その間に緩やかな安全保障上の協力関係を強める「平和のためのパートナーシップ (PfP : Partnership for Peace)」を提案した³⁶。そして、PfP は 1994 年 1 月、NATO 首脳会議で承認された。その直後の米ロ首脳会談で、クリントンはエリツィンにも PfP への参加を呼び掛けた。中東欧諸国は 1994 年、PfP の枠組み条約に調印した。ロシアも当初は反発していたものの、1995 年には調印し、PfP 参加国は 27 か国に上った。

中東欧諸国は PfP 調印後、急速に NATO に接近した。そうした折の 1995 年 11 月、ボスニア紛争を巡る包括的和平協定が合意され (デイトン合意)、その包括協定に基づき NATO 主導の平和実施部隊 (IFOR : Implementation Force) が結成された。クリントンは、PfP 加盟国が IFOR に参加することを促した。IFOR は、NATO が指揮権を握り、NATO 条約が対象とする地域の外で、西側 NATO 加盟国が——ロシアも含む PfP 加盟国とともに——秩序形成を図る「冷戦後の新しいモデル」を具現していると考えたからである。そして、そうした新たな役割を担う NATO を通じて、アメリカは冷戦後も欧州で影響力を維持できる、と考えたのである。

そうした経緯で、クリントンは NATO 東方拡大に積極的に乗り出し、再選をかけた大統領選挙直前の 1996 年 10 月、1999 年までに NATO の最初の東方拡大を行うと訴えたのである³⁷。そして、NATO 東方拡大に対するロシアの懸念を和らげ、エリツィンの面目をも保つために、クリントンは 1997 年 3 月の米ロ首脳会議で、「NATO・ロシア協力協定」を提案した。同協定は 5 月に NATO 首脳会議で締結され、NATO とロシアの「常設合同理事会 (PJC : NATO-Russia Permanent Joint Council)」の設立が合意された。この常設合同理事会により、ロシアは NATO の政策方針を共有することができるようになったのである。クリントンは更に、7 月の主要 7 개국首脳会議 (G7 デンバー・サミット) でロシアの公式参加を実現した。また、ロシアの WTO 加盟申請を支援することも約束したのである。

こうして NATO 結成 50 周年の 1999 年 3 月、ポーランド、ハンガリー、チェコの中欧 3 か国が NATO に加盟、アメリカ主導の NATO 東方拡大が始まった。その後 2004 年には、ブルガリア、スロバキア、ルーマニア、スロベニア、バルト 3 国の 7 か国も NATO に加盟 (NATO 第 2 次東方拡大)、2009 年にはクロアチアとアルバニアも加盟した。ロシアは、NATO 第 2 次東方拡大には反対すらしなくなった。こうした結果、NATO は中東欧諸国も含む 28 か国からなる軍事機構となった。それは、欧州の地で主権国家間の軍事的衝突を生起させないような枠組であり、NATO の盟主であるアメリカの国益・安全保障にも寄与するものである。そして、その

³⁵ クリントンは 1994 年 7 月、ポーランドを訪問した際に、同国が NATO 加盟の第一候補であると明言した。この発言には、民主党の苦戦が予想された 1994 年 11 月の中間選挙を直前に控え、NATO 東方拡大を訴える共和党に機先を制する形で、ポーランド系米国人の票獲得を意識した選挙戦術が背景にある。

³⁶ PfP は、加盟国の国防計画・国防費の透明性向上、軍隊の民主的統制の徹底、国連・欧州安全保障機構 (OSCE) との協力、平和維持活動・救援活動・人道支援のための合同演習、及び NATO との共同作戦能力の向上、を内容としている。

³⁷ NATO 東方拡大の演説は、遊説先の中西部デトロイトで行われた。中西部はポーランドを中心にした東欧系の移民が多く、NATO 東方拡大はそうした移民票を意識して発言された。一方、NATO 東方拡大が 1996 年 7 月のロシア大統領選挙でエリツィン再選の障害とならないように、クリントンはエリツィンに対しロシア大統領選挙前には NATO 東方拡大を公表しないことを事前に約束していた。

NATOは、IFORが先例となって、NATO条約が対象とする地域の外でも、秩序構築・維持活動を行うようになったのである。

NATO加盟は加盟国の民主化のみならず市場経済化も前提としたものであるが、中東欧諸国の市場経済化に関しては、前述したように、EC・EU加盟のための厳格な条件となっており、中東欧諸国はEC・EU加盟といった強い目的意識の下に諸改革に乗り出したのである。中東欧諸国の西側経済圏へのアプローチは早く、例えばIMF・世界銀行への加盟は、ルーマニア1972年、ハンガリー1981年、ポーランド1986年、チェコスロバキアとブルガリアは1990年に実現している。そして、IMFは1991年、中東欧5か国へ総額36億SDRに上る融資を承認、中東欧5か国は融資の条件として経済安定化計画を実施することを約束した。そして、同年4月には欧州復興開発銀行（EBRD）が、中東欧諸国の市場経済化を促進・支援する目的で、IMF・世界銀行を補完する金融支援機関として設立された。EBRDは当時のフランス大統領ミッテランが提案したものであるが、出資比率はアメリカが10%と最大で、次いで日英仏独伊が同率で約8.5%となった。

中東欧諸国もロシアと同様、市場経済化に伴い大打撃を受けた。生産が縮小し、物価が高騰、国民の生活水準が大幅に低下した。しかし、市場経済移行後8年間（1991～98年）の殆どの期間にわたり経済縮小が続いたロシアとは対照的に、中東欧諸国ではポーランドが1992年に、チェコは1993年に、スロバキアとハンガリーは1994年にプラス成長に転じ、それ以降は比較的堅調な経済成長が続いた（一方、ブルガリア、ルーマニアなどの南東欧は、ロシアと同様、低迷が長期間続いた）。特に、ポーランドは1993年～2000年の間、毎年3～7%台の成長を遂げた（図表5参照）。こうした動向を反映して、またEU加盟をも見込んで、西側企業からポーランドやハンガリー、チェコへの直接投資が1990年代後半に急速に増加した（一方、ブルガリア、ルーマニアへの直接投資は少額の水準が続いた）。

以上のようなパフォーマンスを示した中東欧諸国は、図表6で見られるように、ハンガリーやポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、クロアチアといった中東欧諸国や、バルト3国では市場経済化が進展した、とEBRDは評価している。そして、そうした中東欧諸国では、前掲した図表4に見られるように、民主化もほぼ欧米諸国並みに定着し、「デモクラティック・ピース論」からすれば、中東欧諸国は安全な地域となった。

市場経済化・民主化は、中東欧諸国が熱望したNATO及びEUの加盟条件であったが、少なくとも中東欧諸国のNATO加盟は、前述したように、クリントン政権による積極的な支持・支援がなければ困難であっただろう。

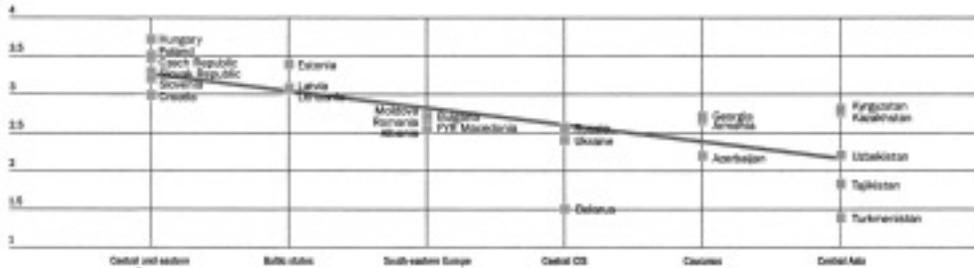
(図表5) 中東欧諸国等の実質GDP成長率の推移

(単位：%)

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000
ポーランド	-11.6	-7.0	2.6	3.8	5.2	7.0	6.0	6.8	4.8	4.1	4.0
チェコ	-1.2	-11.6	-0.5	0.1	2.2	5.9	4.8	-1.0	-2.2	-0.8	3.1
ハンガリー	-3.5	-11.9	-3.1	-0.6	2.9	1.5	1.3	4.6	4.9	4.2	5.2
スロバキア	-2.5	-14.6	-6.5	-3.7	4.9	6.7	6.2	6.2	4.1	1.9	2.2
中東欧・バルト3国	-6.6	-10.3	-2.2	0.3	3.9	5.4	4.8	4.9	3.4	2.6	4.0
南東欧	-7.3	-14.8	-9.6	-2.4	3.0	6.2	3.2	-0.7	-0.8	-3.2	3.6
ロシア	-4.0	-5.0	-14.5	-8.7	-12.7	-4.1	-3.5	0.9	-4.9	5.4	8.3

(出所) EBRD, “Transition report 2001”, 2001, p.59.

(図表 6) 中東欧諸国等の「移行指数」(全項目平均の評価)



(注) 「移行指数」については、前掲図表 2 を参照のこと。なお、各評価には更に、+、- 一点が付加されており、最高点は「4+」であるが、それは「先進工業国の基準」とされている。

(出所) EBRD, “Transition report 1999”, October 8, 1999, p.27.

② 「ならず者国家」

クリントンは 1994 年 1 月、一般教書演説でイラン、イラク、リビア、北朝鮮を「ならず者国家 (rouge nation)」と称した³⁸。ならず者国家は、抑圧的な国家体制を敷き、テロ組織を支援し、軍拡に走り、大量破壊兵器やミサイルの開発を行っている国家とされた。そして、ならず者国家は、地域の不安定要因となり、西側自由社会に敵対する国家であるとみなされた。1990 年代に特に問題となったのは、イラン、イラク、北朝鮮の 3 か国である。

(a) 対イラン政策

クリントン政権は、ならず者国家に対しては軍事力で対抗する姿勢を示しつつ、国際社会の協力をも得て制裁や外交手段を通じた解決方法をも模索した。そして、イラン、イラクに対しては「二重の封じ込め」戦略を展開した。これは、イランとイラクを対立させ一方を支援するといった従来の米政権の戦略を転換し³⁹、両国双方に対抗しようとするものである。とりわけイランは、1979 年のイスラム革命以降、同年 11 月のアメリカ大使館人質事件を契機に関係が急速に悪化した国であり、1980 年 4 月にはカーター政権が国交断絶と経済制裁を課した。そのイランは、イスラエルに対立するレバノンのシーア派政治軍事組織ヒズボラや、パレスチナのイスラム主義組織ハマスを支援している。そのため、アメリカ政府は 1984 年、イランを「テロ支援国家」に指定した。

そうしたイランが、1980 年以來 8 年間に及んだイラン・イラク戦争中に核開発の再開に着手したとの情報が、1988 年 8 月の同戦争停戦後に広がった⁴⁰。イランは元々、「非核兵器国」の核

³⁸ 国務省は「テロ支援国家」として、上記 4 か国に加え、シリア、スーダン、キューバを指定していた。

³⁹ アメリカは冷戦時には、ソ連に近いイラクに対抗するために、イランのバーレヴィ国王を支援した。また、1979 年のイラン・イスラム革命 (ホメイニ革命) 以降は、イスラム革命の拡大・輸出を防止する目的で、イラクのサダム・フセイン政権を支援した。そして、レーガン政権は、フセイン政権に大量破壊兵器である化学兵器も提供したのである。しかし、1990~91 年の湾岸危機・湾岸戦争で、アメリカは戦略の見直しに迫られた。「二重封じ込め」戦略は、こうした従来の戦略を転換するもので、マーティン・インディック大統領補佐官 (国家安全保障会議中近東・東南アジア担当) が 1993 年 5 月に初めて明らかにした。

⁴⁰ イランは、イラン・イラク戦争真只中の 1985 年に核開発再開を決断したと言われているが、その狙いは、イラクの生物・化学兵器に対抗するためである、と推測されていた。

開発を禁止した「核兵器不拡散条約 (NPT: Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons)」の締約国である⁴¹。それにも拘らず、イランは核開発を再開した。しかも、「核兵器国」のロシア⁴²と中国⁴³、それに事実上核兵器を所有するパキスタン⁴⁴、北朝鮮⁴⁵が、イランに協力を行ったのである。イランは、核開発がNPTで認められている「平和利用」と主張し続けたが、NPTが義務化している国際原子力機関 (IAEA) や国連安保理への報告を行わず、IAEAの査察も拒否・制限し続けた。また、NPTでは認められていないウランの高濃縮や再処理の自前化を図り、高性能の遠心分離機を導入するなど、専門家の目からすれば「軍事利用」としか映らないものだったのである (そして、そうした状況は現在まで続いているが、その点に関しては次稿以降で詳説する)。

イランに協力したのは、何もロシア、中国、パキスタン、北朝鮮に限らない。クリントン政権は1995年5月、対イラン全面禁輸に踏み切り、貿易や金融取引を禁止した。しかし、アメリカの同盟国である欧州諸国や日本は、対イラン経済制裁に同調しなかった⁴⁶。そのため、米議会は、イラン・リビア両国に投資・技術提供を行った「第三国の外国企業」にも制裁を課す「イラン・リビア制裁法 (ILSA: Iran Libya Sanction Act)」を可決した。クリントンは1996年8月、同

⁴¹ NPT条約は、1967年1月1日以前に核兵器を所持していた米ソ英仏中の5か国を「核兵器国」、それ以外の国を「非核兵器国」とし、後者への核兵器の拡散を禁止することを目的としたものである。しかし、NPT未締結のインド、パキスタン、イスラエルは核兵器を所有しており、NPT締約国のイラン、イラク、北朝鮮なども核開発に着手した。

⁴² ロシアの協力は、1995年のブシェール原子力発電所の再建・完工の請負から始まった。ブシェール原子力発電所は元々、西ドイツのシーメンス社が1975年に請負った。しかし、1979年のイスラム革命を契機に建設は中断され、その後イラン・イラク戦争の際には複数回にわたって空爆を受け、大きな被害を被った。イランは1988年のイラン・イラク戦争停戦後、シーメンス社に発電所の再建・完工を強く要請したが、シーメンス社はアメリカからの圧力や事業自体の経済性の観点などから拒否した。そして、その後、ロシアが再建を請負、燃料の供給についても協力を約束した。確かに、核兵器不拡散条約 (NPT) の下でも「原子力の平和利用」は認められてはいる。しかし、フランスの原子力専門家でも10年以上に亘ってイランの核開発計画を注視してきたデルペシュによると、「両国の協力は契約の枠を超えていた。……このころ、ロシアの数多くの研究施設が、核エネルギーや弾道ミサイルの分野で多角的な協力を惜しまなかった」(デルペシュ [2008] p.83) のである。

⁴³ 中国も、イランのミサイル・核開発に関連して様々な協力を行った。中でも特筆されるのは、「1990年1月と92年9月、イランと中国は核開発に関する協力協定に調印した (ことである)。1991年に中国は核物資をイランに輸出したが、このことをイランも中国も2003年……までIAEAに報告せず、03年2月に発表されたIAEAの報告書で初めて明らかになった」(同書 p.101) のである。更に、中国は、生物・化学兵器の原料物資も提供したとみられている。

⁴⁴ パキスタン政府は2004年2月、同国で「原爆の父」と呼ばれるA.Q.カーン博士の告白書を公開したが、それによると「カーンは超遠心分離技術の分野でイラン、リビア、北朝鮮の3か国に協力し、ノウハウと装置を譲渡したことを認めた」(同書 p.110)。そして、「カーン研究所を軸とする閨ネットワークの金融面の仲介者アブ・タヒールが認めたところによると、1994年から95年ごろにかけて、カーンの求めに応じて、遠心分離機用の部品を入れたコンテナ2個をパキスタンからドバイ経由でイランに送るべく手配したという」(同書 p.111)。

⁴⁵ 北朝鮮のイラン核・ミサイル開発への協力は不明な部分が多いが、少なくともイランが1998年に発射した「シャハブ3型」ミサイルは、北朝鮮の「ノドン」ミサイルを元に開発されたと見られている。シャハブ3型は射程1300~1700 kmで、イスラエルも射程内に収まるのである。

⁴⁶ 日本は1993年、17年ぶりに水力発電所建設計画への援助の第1次分として386億円の円借金を、イスラム革命後のイランに初めて供与した。それ以来、対イラン円借は、日米両政府間協議の棘となった。

法に署名し、イラン・リビア制裁法が成立した⁴⁷。これに対し、EUは外国企業に制裁を課するのは越権行為であると猛抗議し、世界貿易機関(WTO)に提訴した。日本も、EUに同調した。

EUの反発が強かったためか、1997年9月に仏石油大手トタルとロシアのガスプロム、マレーシアのペトロナスの3社が、イランと20億ドルに上る天然ガス開発契約を締結したものの、米政府は制裁措置の適用を見送った。これを受けて、イラン・リビア制裁法は見せ球との見方が広まり、1999年3月には仏伊の企業連合が、10億ドルの油田開発プロジェクトを受注した。また、日本政府も、1995年以来凍結してきた円借款の再開を決定した。

EUは、イランのテロ支援を批判しつつも対話の道は閉ざさないといい「批判的対話路線」を採り、アメリカとは一線を画していた。ただ、EUや日本がイラン制裁に踏み切らなかった最大の要因は、石油・天然ガスをはじめとする経済利権のためである。そうした折、1997年のイラン大統領選挙で穏健派のハタミ師が得票率約69%で圧勝したことから、欧米諸国では関係改善への期待が高まった。ハタミ師は、最高指導者ハメネイ師を頂点とするイスラム保守強硬派とは異なり、個人の権利・自由や政治活動の自由、女性の権利拡大など西側社会と価値観を共有できる考えを持ち、アラブ世界や西欧諸国との関係改善を目指していたからである。しかし、ハタミが対話を最も期待したアメリカは、ハタミに十分応じるような手立ては打たなかった。そして、イランでは保守派が巻き返しを強め、改革派を弾圧・排除するなどの強硬姿勢に出た。そうした結果、イラン人の間でも人気が高かったハタミの穏健派路線は退けられ⁴⁸、保守的イスラム教国のイランは変わらず、欧米諸国との関係改善は進まなかった。

クリントンの国際協調路線に基づく対応といった思惑とは異なり、イランに対する西側・国際社会の足並みは揃わず、NPTや制裁措置は、イランの核開発阻止や、西側諸国との関係改善といった課題には有効に機能しなかったのである。そして、イランの核開発は「分厚い秘密のペールに覆い隠されて」(デルベシュ [2008] p.32) しまい、世界の安全保障にとって大きな問題となってしまったのである。

(b) 対イラク政策

湾岸戦争の結果、国連安保理は1991年4月3日、恒久停戦決議687を採択した。イラクも同決議を受諾し、11日には停戦が正式に発効した。決議687は、イラクに大量破壊兵器と射程150km以上の弾道ミサイルの廃棄と、そうした兵器の研究・開発プログラムの破棄、などを要求し、こうした条件が満たされない限りは、1990年8月6日に採択した安保理決議661に基づき貿易や金融取引の全面禁止を課した「経済制裁」は解除しないとした。国連は、大量破壊兵器の廃棄と核開発能力の検証などを行うために、何度も査察団をイラクに派遣した⁴⁹。また、経済制裁を継続することで、フセイン政権の外貨収入源の石油輸出を禁止・制限し、再軍備や核兵器開発を

⁴⁷ ILSAは、イラン・リビアの石油産業に年間2000万ドル以上の投資を行ったり、リビアに大量破壊兵器(核・生物・化学兵器)開発に必要な技術を輸出するなどした外国企業に、アメリカ大統領が、政府調達への契約禁止、米国金融機関による500万ドル以上の融資禁止、一部製品の対米禁輸などの制裁措置を課すものである。ILSAは、共和党のアルフォンス・グマト上院議員が提案したもので、通称グマト法と呼ばれる。

⁴⁸ 2001年6月の大統領選挙では、ハタミは約78%もの得票率を得た。特に、都会の若者の間で圧倒的な人気を得ていた。

⁴⁹ 査察は、核関連はIAEAが、生物・化学兵器は国連特別委員会(UNSCOM: United Nations Special Commission)が担当した。

させなくすることができる、と考えたのである。

こうした査察や経済制裁が有効に機能すれば、ならず者国家イラクの脅威は減じる。しかし、イラクは査察を幾度も妨害・拒否し、査察団を国外退去させた。その度に、クリントン政権は軍事的圧力を強めた。そして、国連安保理は1998年3月2日、イラクの武装解除確認のための決議1154を全会一致で採択した。この決議は、イラクに決議687の完全な履行と査察の無条件・無制限な受け入れなどを要求、そして決議に対する侵害があれば、イラクに「最も重大な結果(the severest consequence)」がもたらされる、とした。しかし、査察協議は物別れに終わり、イラクとの対立は激化していった。その後、イラクは11月17日から査察を受け入れたものの、イラクの大量破壊兵器の廃棄を検証する国連特別委員会(UNSCOM: United Nations Special Commission)のバトラー委員長は12月15日、安保理にイラクの査察に対する協力は「不十分だった」と報告した。

このバトラー報告を受けて、クリントン政権は翌16日、イギリスとともにイラクに対し空爆・ミサイル攻撃を開始した。イラク攻撃は「砂漠の狐作戦」と命名され、4日間に亘った。出撃回数は約650回、巡航ミサイルは約400発が発射されるなど、湾岸戦争以来最大規模の軍事作戦となった⁵⁰。しかし、査察は再開されず、イラクの大量破壊兵器の所有・開発はブラック・ボックスと化した(査察が再開されたのはブッシュ政権時代の2002年11月である)。米英軍によるイラク攻撃に関しては、国連安保理の承認を得ていなかったこともあり、アナン国連事務総長が遺憾の意を表明した。また、安保理15か国のうち12か国も遺憾の意を表した。一方、米英を支持したのは、日本⁵¹、韓国、スペインなど少数の国に限られた。

経済制裁も、当初想定されたフセイン政権の弱体化にはつながらなかった。その一方で、食料や医薬品、民生必需物資の不足をきたし、乳幼児の死亡・栄養失調が増加する事態を招いた。また、インフレが高進し、国民生活は困窮した。そのため、安保理は1991年8月15日に決議706を採択し、食料・医薬品・民生必需物資の購入と湾岸戦争の賠償金支払いのために、イラクに対する石油禁輸措置を、半年間に限り16億ドルを上限に解除することを決定した。しかし、イラク政府は、この安保理決議を「主権の侵害行為」と非難し、拒否した。そのため、食料や医薬品、民生必需物資の不足が深刻化した。こうした事態に、クリントンは「石油食料交換プログラム(Oil-for-Food Program)」を安保理に提案、同プログラムは1995年4月14日に採択された決議986のもとに成立した。しかし、イラクは1996年5月20日まで同プログラムに合意しなかった。このため、イラクの石油輸出再開は同年12月まで延び、見返りの最初の食料輸入は1997年3月となった。このプログラムは、イラク政府の石油販売を監視・管理し、その資金をイラク国民の最低限の生活維持に必要な食料や医薬品、人道物資に割り当てるものであり⁵²、経済制裁の一部

⁵⁰ このイラク攻撃は、クリントンが、元ホワイトハウス研修生モニカ・ルインスキーとの性的スキャンダルに関する下院での弾劾票決を遅らせるために実施した、との批判が共和党や報道機関からなされた。クリントンはそれを否定したが、タイミングは悪かった。

⁵¹ 当時の自民党小淵政権は日本時間12月17日午前、いち早く空爆支持を明確にした。このころから、日本政府はアメリカの対イラク政策に半ば無批判的に追従する傾向を強めた。そして、2003年3月のブッシュ政権によるイラク攻撃に関して、国際社会では批判する声が多かったものの、当時の小泉首相はいち早く支持表明を行ったのである。

⁵² イラクの当時の人口2600万人のうち6割の人が、同プログラムによる食料に依存していた、と言われている。同プログラムは、石油輸出代金を仏銀BNPにエスクロー・アカウントを設け、資金管理の厳格化を図っていたが、サダム政権や一部国連職員などによる汚職や不正、乱用の対象となり、そのこと自体も後に大きな

解除となった。

経済制裁に関して、ロシア、中国、フランスなどが全面解除を要求する一方、アメリカ、イギリスは継続を主張した。前者は、経済制裁の悪影響を指摘したが、そこには対イラク経済利権獲得の狙いがあった。これに対し、米英は、経済制裁を解除すればフセイン政権は再軍備する、と主張した。いずれにせよ、経済制裁に関しても、国際社会の足並みは揃っていなかったのである。そして、経済制裁による生活困窮に直面したイラク人の怒りは、残念ながら——フセイン政権ではなく——国際社会に向かったのである。しかも、フセイン政権は、経済制裁にも拘わらず、石油密輸などで外貨収入を得て、その資金で大量破壊兵器の開発を継続し、また権力基盤の強化を図っていたのである。

1998年12月のイラク攻撃や経済制裁の継続を見るにつけ、クリントン政権のそれまでの「関与と拡大」戦略は国際協調路線から逸れ、単独行動主義的な色彩を帯び始めた。そして、単独行動主義の行きつく先が、ブッシュによる2003年イラク戦争となったのである（そして、そうしたアメリカを積極的に支持したのは、イギリスや日本など少数の国に限られていたのである）。

(c) 対北朝鮮政策

北朝鮮では、核拡散の恐れが現実化した。北朝鮮は1985年12月、核兵器不拡散条約(NPT)に加入した。しかし、NPTで義務とされている、国際原子力機関(IAEA)との18か月以内の査察協定締結を満たさなかった。それどころか、プルトニウム生産のための核再処理工場の建設を開始した。このため、北朝鮮の核兵器疑惑が一举に広まり、国際的な非難が高まった。北朝鮮は1992年1月、漸くIAEAと査察協定を締結し、IAEAが査察を実施した。その結果、北朝鮮が提出した「冒頭報告(査察対象リスト)」に矛盾が発覚した。このため、IAEA理事会は1993年2月、北朝鮮に特別査察の受け入れを要請した。しかし、北朝鮮はこの要請を拒否、それどころか3月12日にはNPT脱退を決定し国連に通告した。

こうした北朝鮮の恫喝・瀬戸際外交の最大の狙いは、アメリカ政府を直接協議の場に引き込むことである。北朝鮮の狙いがあたったのか、クリントンは6月初めに米朝高級会談に応じることを承諾した。会議の結果、クリントン政権は、米朝関係の改善を取引材料に、北朝鮮にNPT脱退を留保させた。そして、脱退が発効する3か月後の6月12日の前日11日に、米朝共同声明を発表し、北朝鮮はNPT脱退の発効停止を宣言した。しかし、米朝会談に伴って開始された、北朝鮮とIAEAとの交渉は一向に進展しなかった。このため、国連安保理では北朝鮮への経済制裁論議が高まり、IAEAは1994年6月、対北朝鮮制裁措置として技術協力の停止を決定した。これに対し、北朝鮮はIAEAからの脱退を表明した。一方、安保理は経済制裁の採択に動き、事態は一举に緊迫化した。

こうした中、カーター元米大統領は北朝鮮を急遽訪問し、金日成主席と協議した。その後、米朝交渉が進展し、10月には「米朝枠組み合意」が締結された。この合意により、北朝鮮はNPTに留まり、核開発を放棄することとなった。一方、クリントン政権は、①国際コンソーシアム(KEDO:朝鮮半島エネルギー開発機構)を組成して、2003年までに軽水炉2基を北朝鮮に提供する、②第1基の軽水炉が完成するまでの間、原子炉停止に伴う代替エネルギーとして重油を年

問題となった。そして、ポール・ボルカー元米連邦制度理事会議長を委員長とする独立した調査委員会が2004年に設けられた。

間50万トン提供する、こととなった。KEDOは1995年3月に設立され、総ては予定通り運んでいるかを見えた。しかし、北朝鮮が1998年8月31日にテポドン発射を行ったことなどから、軽水炉の工事は大幅に遅れることとなった。

ただ、当時では米朝枠組み合意は遅れが生じたものの進展し、北朝鮮の核疑惑問題が深刻視されることは余りなかった。そして、2000年10月にはオルブライト米務長官が北朝鮮を訪問、金正日労働党総書記と会談した。こうした流れを受け、クリントンは、残り少ない大統領任期期間中に訪朝して、米朝平和条約の道筋を作り、「朝鮮戦争を終結した大統領」として歴史に名を残そうとした。しかし、米朝交渉は進展しなかった。そして、2000年11月の大統領選挙で、北朝鮮に強硬姿勢をとるブッシュが結局当選したこともあって、クリントンの夢は潰え、訪朝を断念した。

北朝鮮にとって最大の狙いはアメリカとの直接協議であり、クリントン政権も米朝枠組み合意を達成し、関係各国の協力も得てKEDOを立ち上げた。しかし、クリントン政権は、北朝鮮の本質を変えることはできなかった。そして、2002年10月には北朝鮮がウラン濃縮計画を秘密裏に進めていたことが判明し、米朝枠組み合意・KEDOは崩壊した。その後、北朝鮮は再び、国際社会の平和と安全にとって大きな不安材料となったのである。

③ 地域・民族紛争

(a) ソマリア紛争とルワンダ紛争

ソマリア紛争は、クリントン大統領が最初に直面した地域紛争である。悪化するソマリア紛争に対し、前任のブッシュ父大統領は、前稿で述べたように、米軍2万8千人を多国籍軍である「統一タスク・フォース (UNITAF: United Task Force)」(総勢3万7千人)にその主力として派遣した。UNITAFは、国連安保理が1992年12月3日に採択した決議794に基づいて結成されたが、それは「人道援助」の目的のために武力行使も認めた初めての決議であった⁵³。クリントンはブッシュ父の決定を引き継ぎ、ブッシュ父の「多国間主義 (multilateralism)」を踏襲した。そして、国連の役割・平和維持活動を重視し、そうした活動にアメリカが積極的に協力する「積極的多国間主義 (assertive multilateralism)」を唱えた。その最初の試みが、国連ソマリア活動であった。

クリントンは、「希望回復作戦」を終了させたUNITAFを引継ぐ、「第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM II: United Nations Operation in Somalia II)」を展開するための安保理決議814を積極的に支持し、同決議は1993年3月26日に全会一致で採択された。UNOSOM IIは、軽武装で停戦の監視・維持などを行う従来の国連PKOとは異なり、重武装の兵力で平和執行を行う国連史上初の「平和執行部隊」である。こうした平和執行部隊は元々、ガリ国連事務総長が1992年6月に発表した報告書『平和の課題』で、冷戦後の国連PKO活動として掲げていたものであり、「第2世代のPKO」と呼ばれていた。

UNOSOM IIは、多国籍軍UNITAFを引き継いだ総勢3万人以上の部隊であった(大半は米軍)。その部隊の指揮権は国連にあり、任務はUNOSOM I・UNITAFとは異なり、1993年1

⁵³ 国連のソマリア活動と後述するNATOによるコソボ空爆は、1990年代に数多くみられるようになった「人道的介入」の代表例であるが、「人道的介入」については、例えばカルドー〔2011〕第1章「人道的介入の10年(1991-2000年)」(pp.25-96)が参考になる。

月の停戦合意に反して、武装解除を拒否した最大勢力であるアイディード將軍派の武装解除である。これは、「当事者双方の要請」の下に「中立的な立場」で行う従来の国連PKOとは異なり、「紛争当事者として紛争に介入する活動」である。そして、クリントンは、前述した積極的多国間主義に基づき、国連を重視、国連PKO活動を支持し、初めて米軍を国連の指揮下に置いたのである。

しかし、UNOSOM IIによる武装解除はアイディード派との武力衝突に至った。両者の対立は激化し、一般市民の巻き添えも起こった。こうした結果、ソマリア市民の間では反国連感情が増幅され、UNOSOM IIは外国侵略軍であるとのイメージが拡大した。国連や多国籍軍の間でも、UNOSOM IIの活動に疑問の声が上がった。そうした中、1993年10月、首都モガディシオの戦場でパキスタン兵多数と、18名の米海兵隊員が殺害される事件が起こった。米兵の遺体は市中を引き回され、その様子がテレビで報じられたことから、アメリカではソマリア撤退を要求する世論が沸騰し、議会も世論に同調した。

こうしたことから、クリントンは1993年10月7日、駐ソマリア米軍を一時的に大量増派する一方、1994年3月末までに完全撤退させることを発表した。クリントンの発表に続き、UNOSOM IIに参加していたフランス、ドイツ、イタリア、スウェーデンなども撤退することを発表した。こうした中、ガリ国連事務総長は10月末、ソマリア型のPKOを当面実施しないことを表明した。そして、国連安保理も1994年11月4日、平和執行活動を停止し、全部隊を撤退させる決議954を採択した。国連平和執行活動の失敗の後、ソマリアは再び内戦と飢餓の状態に戻った。

ソマリアでの平和執行活動の失敗以降、アメリカは、国連PKO活動、人道支援に消極的になっていった。米議会は、米兵の国連平和維持軍への派遣を、アメリカ人の指揮官の下でない限り禁止した。そして、クリントン自身1994年5月、大統領決定指令(PDD)25号を発令し、平和維持活動に関し——これまでの「積極的多国間主義」を撤回し——アメリカの重大な国益に関連する場合のみ関与する「選択的・効率的多国間主義」に後退させた。そして、クリントンは、1994年4月以降内戦が再発し虐殺行為が行われていたアフリカのルワンダ紛争への派兵を国連事務総長が要請したものの、国益に関連しないとして拒否した。ルワンダは総人口約750万人の国であったが、その内50~100万もの人が虐殺され、200万人以上が国外難民となり、「現代の地獄絵」と称せられる事態となっていたにも拘わらず、である。

ルワンダでは歴史的に、多数派のフツ族と少数派のツチ族の間で対立が続いていた。しかし、1993年10月、ルワンダ政府(フツ族)と、反政府勢力「ルワンダ愛国戦線(RPF)」(ツチ族)の間で和平合意が成立した。国連安保理は1993年、ルワンダ政府とルワンダ愛国戦線の要請を受けて、「国連ルワンダ支援団(UNAMIR: United Nations Assistance Mission for Rwanda)」を設立し、和平合意の実施を監視した。そうした中、1994年4月6日、フツ族のハビヤリマナ大統領が隣国ブルンジのヌタリャミラ大統領(フツ族)と同乗していた大統領戦闘機が何者かのロケット砲により撃墜され、両大統領が死亡した事件が起こった。これに伴い、ルワンダではフツ族とツチ族の間で激しい内戦が起こり、フツ族の過激派はツチ族のみならずフツ族の穏健派をも残虐な手段で殺害し、「世紀の虐殺」と呼ばれるような深刻な事態に陥った。

こうした状況下、現地司令官が国連安保理に増派の必要性を訴えた。しかし、安保理は逆に、約2500人いたUNAMIRの兵力を270人にまで大幅に削減した。そして、その後5月には、国連事務総長が5500人まで大幅に増派することを提案するなど、国連の対応は混乱をきたした。

しかも、アメリカをはじめ国連加盟国の多くは、この国連事務総長の増派提案・要請に尻込みした。そして、UNAMIRが増派され活動を開始したのは同年秋と、既にルワンダ愛国戦線が支配権を掌握し、ジェノサイドが終わった後のことであった。ルワンダの「世紀の虐殺」に対し、クリントンは動かなかった。そのことに関し、クリントンは、後に自叙伝に次のように後悔の念を述べている。

我々は、ボスニアと、6か月前のソマリアの記憶、そして国益に不可欠ではない遠方への米軍派遣に反対する議会に、余りにとっかかりになっていて、私も、私の外交政策チームの誰一人として、虐殺阻止のため軍を派遣することに十分に重点を置いていなかった。数千の軍隊と同盟国の協力で……人命を救えただろう。ルワンダの悲劇の阻止に失敗したことは、私の大統領任期中の最大の後悔の一つとなった。(Clinton (2004) p.593, 筆者訳)

(b) ボスニア紛争とコソボ紛争

冷戦後に内戦が続発した旧ユーゴスラビアに対し、国際社会は特にボスニア紛争とコソボ紛争への対処方法を巡って揺れた。まず、1992年3月の独立宣言をきっかけに勃発したボスニア紛争に関しては⁵⁴、前稿にて述べたように、当時のブッシュ父大統領が「西欧主導と国連の権限下での共同行動」を強調し、アメリカは直接には関与しないことを決めた。そして、実際、仲介工作は国連とEUが共同で行い、英仏軍を中核とした国連保護軍 (UNPROFOR: United Nations Protection Forces)⁵⁵が設立されたが、米軍は参加しなかった。国連安保理は1992年5月30日、新ユーゴスラビアがセルビア人勢力支援のためにボスニア紛争に不当に介入しているとして、同国に対する経済制裁を含む決議757を採択した。

しかし、仲介活動は和平案が4回も提出されたものの総て実らず、経済制裁も余り効果を上げず、紛争は一段と激化した。こうした中、国連安保理は戦鬪から守る地域を「安全地帯」として複数設け、国連保護軍に保護させた。そして、セルビア人勢力が新ユーゴスラビアの支援を得て、ムスリム、クロアチア人勢力への攻勢を強めるに対し、NATOが1994年4月、国連事務総長の要請を受けて空爆を実施した。これに対し、セルビア人勢力は同年11月、400人の国連保護軍を拘束し、「人間の盾」にしてしまった。

こうした中、クリントンは、防御能力が弱い国連保護軍よりも、NATO軍の活用・介入に重きを置くようになり、NATOは1995年6月に緊急対応部隊を設立した。紛争が激化する中、クロアチアはセルビア人勢力に大攻勢をかける一方、セルビア人勢力は7月、スレブレニツァとジェバの安全地帯を占拠した。スレブレニツァでは、約8000人に上る非武装のムスリム男性・少年が虐殺された⁵⁶。そして、サラエヴォを占拠したセルビア人勢力は8月28日、同市中

⁵⁴ 冷戦時期ボスニア・ヘルツェゴビヤ共和国では、ムスリム(人口の約40%)、クロアチア人(同20%)、セルビア人(約30%)が平和裏に共存していた。しかし、冷戦終結後周辺共和国で独立機運が高まったのを機に、ムスリムとクロアチア人両勢力が1992年3月に独立を宣言、これにセルビア人勢力が反発して、ボスニア紛争が勃発した。しかし、その後、3勢力三つ巴の「民族浄化」と呼ばれるような凄惨な内戦に発展してしまった。

⁵⁵ UNPROFORは元々、1991年に勃発したクロアチア紛争に際して、1992年2月に採択された国連安保理決議743に基づき派遣された平和維持活動部隊である。

⁵⁶ 「スレブレニツァの虐殺」は第2次世界大戦後の欧州における最悪の虐殺で、それを防げなかったことに

央部に砲撃を加え 38 人が死亡した。

こうした事態を受けて、米軍を中核とする NATO 軍は 8 月 30 日、セルビア人勢力の支配地区にこれまでにない大規模な空爆を実施した。その結果、セルビア人勢力が屈服し、10 月には停戦が成立した。その後、11 月 1 日にはアメリカ・オハイオ州デイトンにある米軍基地で和平会議が開始され、和平合意（デイトン合意）が達成された。こうして、内戦は漸く終結した。そして、和平協定は 12 月 14 日にパリで調印された。これにより、ボスニア・ヘルツェゴビナ共和国は、ムスリムとクロアチア人系住民の連邦と、セルビア人による共和国の 2 つの領土からなる共和国となった。

停戦後、国連安保理は、国連保護軍（UNPROFOR）に代わり、NATO 主導の平和実施部隊（IFOR：Implementation Force）の派遣を承認した⁵⁷。平和実施部隊は 6 万人に上る多国籍軍で、NATO にとって史上初の平和維持軍となった。その主力は米軍であり、クリントンは初めてボスニア・ヘルツェゴビナに米軍 2 万 3 千人を派遣することを発表した。ロシアも、アメリカ・NATO を牽制する意味合いもあり、2500 名を派兵した。クリントンは、議会共和党や世論の多数の反対に直面しながらも、前述したルワンダの時とは違って、米軍の派遣を押し切ったのである。

ソマリアやボスニア紛争で露見した国連・国連平和維持軍の限界を受けて、それまで「積極的多国間主義」を掲げ、国連の役割・国連平和維持軍を重視していたクリントンは、「選択的・効率的多国間主義」にトーン・ダウンすると共に NATO 重視に傾斜していった。NATO 重視の姿勢は、1998 年から事態が悪化したコソボ紛争でより鮮明になった。コソボ紛争は、前稿で述べたように、旧ユーゴスラビア・コソボ自治州の住民の 9 割を占めるアルバニア人の過激派である「コソボ解放軍（KLA：Kosovo Liberation Army）」が 1996 年頃からセルビア人を襲撃、テロ行為を活発化させたことに対し、セルビア治安部隊が 1998 年 3 月、KLA の大掃討作戦を展開したことから、一挙に事態が緊迫した紛争である。

国際社会は当初、KLA に距離を置いていた。特に、アメリカは 1998 年には、KLA がイスラム主義でイランなどから支援を受けているとして、国務省が「テロリスト」に指定した。しかし、KLA とセルビアとの戦闘・相互の虐殺行為が激化し、とりわけセルビアによるジェノサイドが頻発するようになって、クリントン政権は KLA に寛容になっていった⁵⁸。そして、セルビア治安部隊が 1999 年 1 月 15 日にコソボ中部の村で起こした「ラチャクの虐殺」をきっかけに、アメリカをはじめ NATO 諸国は、新ユーゴスラビアに対する武力行使が、セルビア人勢力によるアルバニア系住民に対する攻撃を終わらせる唯一の方法だ、と考えるようになった。

この間、クリントン政権は外交解決も模索して仲介・交渉を断続的に行ったが、結局実らな

対し、アナン国連事務総長は 1999 年、国連と加盟国の対応の誤りを認め、スレブレニツァの虐殺は「我々の歴史に永遠に付きまとうだろう」と発言した。なお、スレブレニツァの虐殺を受けて、セルビアに対する国際社会の批判は一挙に高まった。

⁵⁷ IFOR は元々活動期間が 1 年間とされており、1996 年 12 月には NATO を中核とする安定化部隊（SFOR：Stabilization Force）に引き継がれ、その規模は 3 万 2 千に縮小された。そして、SFOR は更に 2004 年 12 月、EU の欧州部隊（EUFOR：European Force）を中核とする部隊に引き継がれ、その陣容は、治安の安定化を受けて 7000 人規模に縮小された。

⁵⁸ クリントン政権は既に 1998 年 8 月の時点で、対セルビア軍事攻撃に関する合意を NATO 諸国から得た、と発表していた。

かった。そして、米軍を中核とする NATO 軍が 1999 年 3 月 24 日、ユーゴスラビア空爆を開始した⁵⁹。作戦は、当初短期間で終わると想定された。しかし、悪天候に加え、ユーゴスラビア軍・セルビア人勢力の抵抗が続き、空爆は 6 月 11 日まで 78 日間も続いた⁶⁰。この間、セルビア人勢力による民族浄化・大量虐殺は加速し、アルバニア人をはじめ約 85 万人が難民化した。一方、アルバニア人によるセルビア人虐殺も起こった。こうした状況下、欧州諸国の首脳、とりわけブレア英首相は、民間人をジョノサイドから守るために、地上軍を派遣する必要性を説いた。しかし、クリントンは、米軍にも犠牲者が出る可能性のある地上軍の派遣には極めて消極的で⁶¹、ボスニア紛争で味をしめた空爆に頼った。

しかし、空爆では、「コソボの民族浄化の加速を食い止めることはできなかった」(カルドー〔2011〕p.107)⁶²。ただ、ユーゴスラビアのミロシェヴィッチ大統領に打撃を与えることはできた⁶³。事実、ミロシェヴィッチは 6 月 3 日、あてにしていたロシアからの支援にも限界があることを悟ったこともあり、米英口など 8 か国が提案した和平案の受け入れを表明した⁶⁴。そして、9 日にはユーゴスラビア軍がコソボ自治州からの完全撤退に合意し、NATO を中核とするコソボ平和維持軍 (KFOR : Kosovo Force) の駐留にも同意した。KFOR は、約 5 万人からなる多国籍軍である。翌 10 日には空爆停止指令が出され、国連安保理は紛争終結を歓迎する決議を採択した。

NATO の空爆は、「人道的介入」の下、国連の許可を得ることなく実施された。これは、同じスラブ民族のロシアが—— 前述したように NATO の東方拡大にも業を煮やし—— 安保理で対ユーゴスラビア武力行使には拒否権を行使する、と考えられたからである。また、チベットやウイグルなど民族独立問題を抱える中国も同意しない、と思われたからである。しかし、安保理を素通りしたコソボ空爆を、当時のロシアや中国は阻止できるほどの力を持ち合わせていなかったのも事実である。アメリカの視点からすると、コソボ空爆は NATO が域外軍事行動といった「冷戦後の新たな役割」を担うものである。クリントン政権としては、その NATO を中東欧にも拡大し、拡大した NATO を足掛かりに国際紛争に関与する重要なモデルとなったのである。

⁵⁹ 空爆は 4 月にはユーゴスラビアの首都ベオグラードの中心部に拡大され、5 月 7 日には中国大使館「誤爆」事件が起こった。

⁶⁰ ユーゴスラビア空爆では、NATO 軍機が 38,000 回以上出撃した。また、ドイツ軍は第 2 次世界大戦後初めて戦闘に参加した。

⁶¹ アメリカ世論と議会の多数は米軍派遣に消極的で、下院は空爆開始前の 3 月初めに、和平合意が達成された場合にのみ米軍のコソボ派遣を支持する決議を 219 対 191 で可決していた。なお、上院は空爆開始直後に空爆支持の決議を 58 対 41 で採択した。

⁶² カルドーは、空爆が民族浄化の加速を防げなかったどころか、コソボに「憎悪という遺産」を残し、その遺産が「セルビアのナショナリズムを持続させるうえで大きな役割を果たし」、「今日のセルビアのナショナリズム(が)反西洋ナショナリズムであり、日々その激しさを増している」と憂慮している(カルドー〔2011〕p.107)。

⁶³ ミロシェヴィッチは 1999 年 5 月、旧ユーゴスラビア戦争犯罪法廷で、アルバニア系住民に対する殺人と迫害で起訴された。そして、2001 年 4 月 1 日、戦権濫用と公金流用の疑いでユーゴスラビア連邦セルビア共和国警察に逮捕・収監された。そして、6 月 28 日に旧ユーゴスラビア戦争犯罪法廷に引き渡され、オランダ・ハーグの拘置所に収監された。その後、裁判が長引いたが、ミロシェヴィッチは 2006 年 3 月 11 日、独房で死亡しているのが発見された。

⁶⁴ ロシア首相チェルノムイルジンとフィンランド大統領アハティサーリが 2 日、ミロシェヴィッチに NATO 提案を提示し、説得を試みた。

そして、予想に反して長期戦となったものの、米軍の犠牲者は訓練中にヘリコプターが墜落して死亡した2名の兵士にとどまり、アメリカの軍事力の圧倒的な優位性を誇示したものとなったのである。

国連は、KFORの他に、コソボの平和構築・再建のために、国連コソボ・ミッション (UNMIK: United Nations Mission in Kosovo) を設立した⁶⁵。平和構築・再建は通常、武力行使より遙かに困難で骨の折れる活動であるが、アメリカはそうした活動を欧州諸国に任せた。クリントンはその点に関し、自叙伝で次のように述べている。すなわち、「それは、でかい仕事だ。その仕事の大半は、アメリカが空中戦の責任の大半を負担したのと引き換えに、欧州の同盟国が履行することになった」(Clinton [2004] p.860, 筆者訳)⁶⁶。武力行使はアメリカで、その後の平和構築・国家建設といった困難な仕事は他国が担当すべしといった論法は、2001年のアフガニスタン戦争などでも見られたことである。

(c) パレスチナ紛争

湾岸戦争後ブッシュ父大統領は中東問題解決に注力し、和平会議を1991年11月30日から3日間、米ソ共催の形でスペインの首都マドリッドで開催した。これは、史上初めて当事者が直接交渉で問題解決を図ろうとした会議であったが、実質的な合意は殆ど達成されなかった。ただ、この会議を受けて行われた個別協議は続き、交渉難航の末、イスラエルとPLO (パレスチナ解放機構) は1993年9月13日、「パレスチナ暫定自治政府に関する原則宣言」に調印した (オスロ合意)。オスロ合意に先立つ9月10~11日には、イスラエルのラビン首相とPLOのアラファト議長が、ノルウェーのホルスト外相を介して書簡を交換し、両国が初めて相互承認を行った⁶⁷。PLOはイスラエルの生存権を保障し、イスラエルはPLOをパレスチナ人の代表として認めたのである。その結果、両国が正式にパレスチナ暫定自治宣言を交渉し、調印することが可能となったのである。

パレスチナ暫定自治宣言は、ノルウェーが仲介しオスロで行われた極秘会談で実現したことから、通称「オスロ合意」と呼ばれる。調印式は、クリントン首相が見守る中、ワシントンD.C.のホワイトハウスで行われた。クリントンは、ラビン首相とアラファト議長双方に調印式への出席を強く要請した。そして、調印式では両国の新たな関係を世界に知らしめるために、二人の握手が不可欠だと熱心に説いた。その甲斐あってか、当初否定的だったラビンも握手に応じた。両者の握手の場面は、世界の人々に新たな局面の幕開けを印象付けたのである。

パレスチナ暫定自治宣言は、調印1か月後の10月13日に発効した。宣言の主たる内容は、
① 1994年4月13日までにガザ地区、ヨルダン川西岸エリコからのイスラエル軍の撤退を完了し、

⁶⁵ UNMIKの活動は、「難民帰還のための支援、公共サービス(健康、教育、社会事業を含む)の回復、文民警察の配置(CIVOL)、経済再建計画の開発と民主的・自主的自己統治の促進のための安定した機関の設立を含んでいた」(ラムズボサム、ウッドハウス、マイアル [2009] p.182) ほど、多岐多様にわたっている。

⁶⁶ 1999年5月31日の演説でも、クリントンは次のように発言している。すなわち、「平和維持軍がそこ[コソボ]へ派遣されるとしても、その大多数はヨーロッパ人であろう。そして戦後復興がはじまったとしても、その大半はヨーロッパよりもたらされるであろう」(カプチャン [2003下] p.94)。

⁶⁷ イスラエルはPLOをテロ組織として認定しており、刑法上PLOとの接触は禁止されていた。また、パレスチナ民族憲章には「イスラエル敵視条項」があり、PLOはイスラエルの国家としての存在を否定していた。こうしたことから両者は直接には協議ができず、ノルウェーが仲介の労をとったのである。

5年間のパレスチナ暫定自治を認める、②1995年10月13日までに「占領地の恒久的地位」に関する交渉を開始し、国連安保理決議242及び338に基づく「恒久解決」を3年以内に確定することである。この宣言は、イスラエル軍の占領地からの全面撤退を完了させ、恒久的な解決に向けた大きな一歩であった。そのために——残念ながら——イスラエル、パレスチナ両国内で、過激派からの反発が強かった。しかし、オスロ合意後、和平プロセスは進展し、1994年5月にはガザ地区とエリコからイスラエル軍が3週間以内に撤退することと、両地区の先行自治協定が合意された(カイロ合意)。また、1995年9月には——本来なら1994年7月までに合意予定ではあったが——「ヨルダン川西岸のパレスチナ自治拡大協定」の締結で合意し(オスロ合意II)、ラビンとアラファトが同月末にホワイトハウスで正式に調印した。

こうしたことから恒久的な和平への期待が高まっていた時、突如衝撃的な事件が起こった。ラビン首相が1995年11月4日、大イスラエル主義過激派で入植地返還に反対するユダヤ人学生によって暗殺されたのである。ラビン暗殺事件の直後は、イスラエル軍が1995年末までにヘブロンを除くヨルダン川西岸から撤退し、パレスチナ自治政府に権限が移譲されるなど、まだ和平プロセスが進展しているように見えた。しかし、1996年に入ると、イスラエルとPLOの関係は再び緊張し、和平プロセスは停滞し始めた。すなわち、イスラエルでは1996年2月、3月に大規模な爆弾テロが再発、40人以上が犠牲となった。4月にはイスラエル軍が、ヒズボラの活動拠点となっている南部レバノンにある国連レバノン暫定軍(UNIFIL)の陣地に砲撃を行い、避難していたレバノン人約100人が犠牲となった。6月には保守リクードのタカ派のネタニヤフ政権が発足、9月にはエルサレムでパレスチナ人とイスラエル軍の衝突が発生した。翌1997年に入り1月にはヘブロン合意がなり、イスラエル軍のヘブロンなどからの撤退や、最終地位交渉の3月中旬までの再開に合意したものの、3月にはイスラエルがエルサレムに集合住宅を強行に着工し、入植活動を再開した。これに対し国連は4月、7月の二度に亘って緊急総会を開き、入植停止を決議した。7月にはエルサレムで約200人の死傷者を出す爆弾テロが発生し、和平交渉は延期された。更に9月には、イスラエルのモサド工作員によるハマス幹部暗殺未遂事件が起こり、事態が一段と緊迫化した。

こうした状況の中、クリントン大統領は1998年10月、ネタニヤフとアラファトの首脳会談を仲介し、難航の末に覚書をまとめた(ワイ・リヴァー合意)。ワイ・リヴァー合意により、パレスチナは自治区拡大等の利益を得る一方、イスラエルは治安維持やテロ対策の協調体制を手にした。そして、クリントンは、イスラエルが絶対条件とする、パレスチナ民族憲章の「イスラエル敵視条項」の削除を要求するために、自身がパレスチナを訪問し、パレスチナ民族評議会に敵視条項を削除するよう促すことを決めた⁶⁸。そして実際、クリントンは12月にパレスチナ民族評議会でそうした演説を行い、パレスチナ民族憲章からイスラエル敵視条項が削減されるのを確認したのである。

ワイ・リヴァー合意の後、パレスチナが1998年12月、合意に反して独立宣言をしようとしたために、イスラエルはワイ・リヴァー合意の履行を停止した。そして、オスロ合意に基づく最終地位交渉は、特にエルサレムの帰属問題に関して厳しい対立があり、1998年10月の期限を過ぎ

⁶⁸ このクリントンの演説に対し、アラファトが、挙手か、拍手か、足をふみならすことで、パレスチナ人に賛同を促すといった「奇策(ingenious way)」(Clinton〔2004〕p.817)が弄された。

ても合意に達しなかった⁶⁹。その後、1999年5月17日には首相公選の結果、イスラエルでは労働党バラク党首が首相に選出された。リクードに比べ労働党は「和平促進」に前向きだったこともあり、クリントンはバラクに期待を寄せ、早くも7月にバラクをキャンプ・デービッドに招待し突っ込んだ会談をした。

そして、最終地位交渉の新たな期限とされた2000年9月13日を目前に控え（そしてクリントンの大統領退任を半年後に控え）、クリントンは7月11日、バラクとアラファトをキャンプ・デービッドに招き、合意に向けて努力を尽くした。交渉は予定期間を延長して、2週間にも及んだ。その間、クリントンは、予定を1日遅らせて主要8か国首脳会議（G8沖縄サミット）に出かけた。その2週間の間、首脳同士のみならず代表団員同士の交渉が繰り返され、クリントン政権もスタッフ総出でギリギリの交渉仲介を行った。しかし、交渉は決裂した。クリントンが、この機会を見逃せば、「和平プロセスの崩壊は必定」（Clinton [2004] p.912, 筆者訳）と思ったキャンプ・デービッドでの会議は決裂した。クリントンは声明で、「紛争の、歴史的、宗教的、政治的、そして感情的側面からして、現時点で双方は合意に達することができなかったと結論付けた」（同書 p.916, 筆者訳）と述べた。オスロ合意は、朝鮮半島問題と同様、もし完全に履行されれば、クリントンは「歴史に名を残す大統領」になれただろう。しかし、オスロ合意は、残念ながら「死んだ」と言われるような状態になったのである。

その後、9月28日にはリクードのシャロン党首が突如、重装備の警官の警護を付けて、エルサレムの「神殿の丘」に足を踏み入れる事件が起こった。神殿の丘は1967年からイスラム教側が管理していたため、パレスチナ人は「兆発された」と激怒し抗議のデモ行進を行った。これに、イスラエルの警官隊がゴム弾を発射して、5人が死亡した。このため、デモがパレスチナ全域に広がり、衝突が拡散した。こうした状況下でも、クリントンは12月下旬、バラク首相の強い要請を受けて再度交渉の仲介を行ったが、結局合意には達しなかった。そして、翌2001年2月にイスラエルの首相公選でバラクが敗退、シャロンが地滑り的な勝利をおさめた。シャロンは、イスラエル建国以来4次に亘る中東戦争に参戦し、対パレスチナ強硬派として、アラブ人から最も嫌われていた人物である。一方、アメリカでは1月にブッシュ大統領が就任した。この二人の組み合わせもあって、中東和平は更に遠のくことになった。

④ 国際テロ・大量破壊兵器

(a) 国際テロ

冷戦後、アルカイダなどイスラム原理主義過激派は、アメリカを標的にしたテロ計画を練り上げ、実行していった。しかも、一般民間人を標的にした無差別・大規模テロも起こすようになった。そうした最初のテロは、1993年2月26日に起こったニューヨーク世界貿易センター爆弾テロ事件である。このテロ事件では6名が死亡し、1000人以上が負傷した。これは、アメリカ本土でイスラム原理主義者が起こした初めての無差別・大規模テロである。そして、犯人が有毒ガスを換気ダクトやエレベーターを通じて拡散させ多数を死傷させることを狙っていたことが後に判明して、人々の恐怖心は一気に高まった⁷⁰。米軍が1991年の湾岸戦争を契機にイスラム教の

⁶⁹ 最終地位交渉では、エルサレムの帰属の他にも、国境確定、パレスチナ難民の帰還権など、重大かつ困難な議題があった。

⁷⁰ このテロの印象が強かったためか、1995年4月19日に起こったオクラホマシティーの連邦政府爆破テロ（死

聖地を抱えるサウジアラビアに駐留し続けていることが、イスラム過激派を刺激したと言われていた。

その後、1996年6月25日、サウジアラビア東部ダーランの米軍基地に自爆テロ攻撃があり、米国人19人が死亡、400名以上が負傷した。後に、イスラム過激派組織が犯行声明を出した。そして1998年8月7日、アフリカのケニアとタンザニアの米国大使館で大規模な同時爆破テロが起こり、アメリカ人を含め300人余りが犠牲となり、5000人以上が負傷した。これらのテロに対し、「イスラム聖地解放軍」が犯行声明を出し、「聖地」エルサレムを占領するイスラエルの撤収と、「聖地」メッカとメディナのあるサウジアラビアに駐留する米軍の撤退を命じていた。クリントン政権は、イスラム聖地解放軍がアルカイダと関係しており、テロはアルカイダの犯行と断定した。

テロが続発する中、アメリカ政府内には、ビンラディン率いるアルカイダがアメリカ国内で大規模なテロを起こす危険性を認識し始め⁷¹、中央情報局(CIA)は1998年12月に「ビンラディンが米民間機をハイジャックし、その他の攻撃も準備している」(*The 9/11 Commission Report*, 2004, p.188, 筆者訳)と題した大統領説明資料を提出した。

クリントン政権は1996年1月、CIAにビンラディン・アルカイダ調査班を設置、当時ビンラディンが居た「テロリスト天国」であったスーダン政府に、彼を国外追放するよう要求した。ビンラディンはスーダンを出国したものの、今度はイスラム原理主義のアフガニスタンに移った。そこで、潤沢な資金を持つビンラディンは、タリバン率いるオマル師に歓迎された。両者は協力関係を強め、タリバンは1998年9月には首都カブールを制圧、1年後にはほぼ全土を支配下に治めた。一方、ビンラディンはアルカイダを強大な組織に上げていった。

クリントン政権は、タリバン政権にビンラディンを国外追放するよう要求、同政権に近いパキスタンやアラブ首長国連邦(UAE)にも協力を要請した。しかし、こうした要請は実を結ばず、クリントン政権は1998年8月、ケニア、タンザニア両米大使館に対するテロの「報復」として、アフガニスタンのアルカイダの訓練キャンプとスーダンの化学工場にミサイル攻撃を行った。しかし、ビンラディンは訓練キャンプにはおらず、既に逃げおおせていた。「報復失敗」は、議会やメディアから執拗に批判された。その後もクリントン政権は幾度となく、ビンラディン逮捕・殺害計画の実行を企てた。しかし、殆どの計画が情報不十分などの理由で実行に移されることはなかった。

クリントン政権はまた、アルカイダとタリバンに対し経済制裁、資産凍結、商業取引の禁止措置を採った。そして、タリバン政権に最も近いパキスタンのシャリフ政権に——同政権後はクーデタでのし上がったムシャラフ政権に——ビンラディン及びアルカイダ幹部の逮捕・殺害に協力するよう要請した。しかし、パキスタン政府の協力の効果は判然としない。特に、強力な権力を握るパキスタン軍部の中にはタリバンのシンパも多く、しかも諜報機関である統合情報本部(ISI)はタリバンに軍事訓練や装備の助言を含め様々な支援していたのである。いずれにせよ、ビンラディンは生き延び、そして2011年9月11日の米同時多発テロ計画を練り、テロ実行を指

亡168名)の犯人もイスラム原理主義者であるといった憶測が人々の間に流れた。しかし、犯人は元米兵の白人で、イスラム教徒ではなかった。

⁷¹ オサマ・ビンラディンは1998年2月、総てのイスラム教徒が世界中のアメリカ人——軍人であろうが民間人であろうが——を殺害することが神の命令だと、とする「ファトワ(イスラム教の宗教令)」を発したが、アメリカ政府はその情報をつかんでいた。

示したのである⁷²。

「クリントンは誰よりも早く、テロリズムはアメリカが直面する新しい主要な脅威である、と見ていた。そして、それゆえ対テロ対策の資金を大幅に増額させ、本土防衛計画も着手した」(Clark〔2004〕p.225, 筆者訳)と、ブッシュ父、クリントン、ブッシュの3つの政権に仕えたテロ問題の第一人者であるリチャード・クラークは言っている⁷³。そして、クリントン政権は、「CIA 要員をアフガニスタンに潜入させ、(アフガニスタンの) 北部同盟を助け、プレデターを飛ばし、そして他国の機関と協力して、ヨーロッパ、中東、その他の地域にある(アルカイダの) 細胞組織を見つけ出して壊滅するように、CIA に何年にもわたって、とりわけ1998年のアフリカの大使館爆破テロ以降、圧力をかけていたのである」(同書p.276, 筆者訳)。

しかし、残念ながらCIAは動かなかった。CIAが動いたのは、2001年9月11日の後である。なぜ、CIAはクリントンの指示に従わなかったのだろうか。なぜ、クリントンは指示に従わないテネットCIA長官を罷免しなかったのだろうか。そうした疑問に対し、クラークは次のように述べている。すなわち、「クリントンは軍歴もなくベトナム戦争に反対した者として批判されていたために、軍部が望まない反テロリスト指揮作戦を実行するよう、軍部に命令する能力に限界があった。クリントンは、そうした作戦をソマリアで試みた。しかし、軍部は失敗し、そして大統領を非難した」(同書p.225, 筆者訳)のである。とはいえ、アメリカ大統領は絶大な権力を握っておりCIAを動かすこともできたとも思われるが、クリントンが強硬な姿勢に出なかったのは、自身のスキャンダルで弾劾訴追を受けるような立場の弱さが影響したのだろうか。いずれにせよ、クリントン政権は種々試みたものの、アメリカを標的とした大規模テロに十分には対処できなかったのである。

(b) 大量破壊兵器

冷戦後、世界の安全保障にとって、大量破壊兵器(核・生物・化学兵器)の拡散は一大関心事となった。まず、大量破壊兵器を大量に保有していたソ連が崩壊し、核・生物・化学兵器の管理や処分が適切にできず、海外——とりわけ「ならず者国家」——に流出することが懸念されるようになった。また、前述したように、ならず者国家である北朝鮮とイラク、イラン自身の核開発も憂慮された。更には、大量破壊兵器がアルカイダのような国際テロ組織の手に渡る恐れが心配された。

i) 核兵器

冷戦終結前の時点で、旧ソ連には、戦略核約1万2000発、戦術核約1万5000発、これに未配備分を含めると約3万発の核弾頭があった。また、核兵器の生産に従事してきた者は90万人、プルトニウムやウラニウム生産に従事してきた者は3000から5000人いると言われていた。旧ソ連の崩壊に伴い、CIS各国、特にロシアは経済混乱・財政破綻に陥った。そのために、ロシアが、1987年調印の中距離核戦力(INF)全廃条約や1991年調印の第1次戦略兵器削減条約

⁷² 2000年10月12日にはイエメンのアデン港で米ミサイル駆逐艦コールが自爆テロ攻撃にあい、17名が死亡、39名が負傷した。自爆犯2人は、アルカイダのメンバーであることが後に判明した。

⁷³ クラークは1973年に国防総省に入省、1979年には国務省に異動、それ以降テロ対策・安全保障の専門家として活動している。そして、1992年には国家安全保障スタッフ兼テロ対策安全保障グループ(CSG)として、大統領にテロ対策をアドバイスする役割を担った。

(START I)等によって、義務を負った核兵器の処分を適切に行えない恐れが高まった。それどころか、核兵器が他国に売却・横流しされたり、科学者・技術者が海外に流出する恐れが真剣に憂慮された。

こうした事態に率先して対応したのは、アメリカである。まず、1992年にはブッシュ父政権が、旧ソ連が所有する大量破壊兵器の処分・管理・不拡散に対する支援、及び軍民転換の促進のために、「協調的脅威削減プログラム(CTR: Cooperative Threat Reduction Program)」を発足させ、その実行部隊として国防総省内に協調的脅威削減プログラム局(CTRA)を設立した。CTRは、民主党サム・ナン、共和党リチャード・ルーガー両上院議員が共同で提案した「自由化支援法」⁷⁴に基づくもので、超党派で成立したものである。協調的脅威削減プログラム局は年次報告書を議会に報告しているが、それによると2004年12月時点までに、旧ソ連の核弾頭は累計で6564基、ICBMは同568基、ICBMサイロは同476基、SLBMが同541基、SLBM発射装置同420基など、大量が処分された⁷⁵。

また、1992年7月の主要7か国首脳会議(G7ミュンヘン・サミット)では、ブッシュ父政権が主導して、旧ソ連の科学者・技術者の海外への流出を防ぐために、彼らを平和目的のために方向転換するよう支援する「国際科学技術センター(ISTC)」を、アメリカ、EU、日本及びロシアの4者が共同で設立することを確認した⁷⁶。そして、同センターは1994年3月、モスクワに設立され、活動を開始した。国際科学技術センターは2006年12月までに、累計で2437件、約7億4400万ドルのプロジェクトを実施した。この内、アメリカが1億6350億ドル、EUが1億5550億ドル、日本が5140万ドル、パートナーの民間が2億50億ドルを供与している。

冷戦後の米ソ核軍縮については、まずブッシュ父大統領がエリツィン大統領とともに1991年7月に署名した第1次戦略兵器削減条約(START I)が1994年12月に発効し、7年間に亘って3段階で戦略核弾頭数を約半減の6000発、戦略核運搬手段を1600基まで⁷⁷、削減することとなった(米ロ両国は2001年12月に削減義務を完全履行したと発表した)。同じくブッシュ父が退任直前の1993年1月3日にエリツィンと署名した第2次戦略兵器削減条約(START II)も、米議会は1996年1月に批准した。しかし、ロシア議会はSTART IIに難色を示し、批准を拒否した。というのは、START IIが複数の弾道を装備したMIRV(独立目標再突入複数弾頭: Multiple Independently-targetable Reentry Vehicle)化ICBMを全廃し、米ロの戦略核弾頭数を2003年までに更に各3000~3500に削減する内容を含んでいたためである。ロシアはMIRVに依存していたために、アメリカとの均衡を保つためには、新たに多数の単弾頭ミサイルを生産しなければならなくなった。しかし、経済疲弊・国防費大幅削減のロシアにはそのような余裕がなかったのである。

こうした事態に対し、クリントンは、START IIの批准期限を2007年まで延長する提案を行

⁷⁴ 法律の正式名称は“Freedom for Russia and Emerging Eurasian Democracies and Open Markets Support Act of 1992”である。同法には、協調的脅威削減プログラム(CTR)の他に国際開発庁を通じた技術支援・借款のプログラムがある。提案者の名をとって、「ナン・ルーガー法」とも呼ばれる。

⁷⁵ “Cooperative Threat Reduction Annual Report to Congress Fiscal Year 2006 (Information Cutoff Date: 31 December 2004)”による。

⁷⁶ 国際科学技術センター(ISTC)に対し、最初の2年間でアメリカは2500万ドル、日本は2000万ドル、EUは2000万ECUを供与した。

⁷⁷ 運搬手段には、ICBM(大陸間弾道ミサイル)、SLBM(潜水艦発射弾道ミサイル)、戦略爆撃機がある。

い、議定書が締結された。しかし、米議会はこの議定書の批准を拒否した。クリントンは、START IIIを含む新たな軍縮計画を提案した。START IIIは、ロシアが新たにミサイルを製造しなくても米ロで均衡がとれるように、核弾頭数を更に2000～2500まで削減するというものであった。しかし、クリントンの後を継いだブッシュ大統領が、2001年12月に弾道弾迎撃ミサイル条約（ABM条約）を一方向的に廃棄したことから、ロシアはSTART IIの破棄を表明した。また、START IIIも1999年から交渉が開始されたが、進展はなかった。

核兵器の「ならず者国家」への拡散は、前述したように北朝鮮では阻止できなかった。更に北朝鮮は1998年8月31日、弾道ミサイル・テポドン1号を、日本上空を越えて太平洋に向けて発射した。また、イラクについても核兵器開発の監視・査察が出来なくなった。イランについても、アメリカが1984年に同国を「テロ国家」に指定した翌年以降2002年まで、イランが「平和利用」と主張した核エネルギー計画は「分厚い秘密のベールに覆い隠されていた」（デルペシュ〔2008〕p.32）⁷⁸のである。

そして、1998年5月11日には、インドが24年ぶりに地下核実験を行った。これに応じて、インドと敵対関係にあるパキスタンが5月28日、初めての地下核実験を行った。両国ともNPTに参加しておらず、パキスタンは中国から技術支援を受けたと言われている。国連安保理は6月6日、両国を非難する決議を採択した。しかし、両国は1999年4月、今度は弾道ミサイルの発射実験を強行した。

クリントンは、核に関する国際条約の強化にも取り組んだ。まず、「核兵器不拡散条約（NPT）」の延長問題が挙げられる。NPTは1968年に作成、署名開放され、1970年3月に発効した。NPTの柱は、「核不拡散」、「核軍縮」、「原子力の平和利用」の3つである。NPTは第10条2で、発効後25年目に、「NPTの延長問題」を決定する会議を開催することを定めていた。その検討のために、1992年には国際交渉が開始された。そこで最大の争点となったのは、特権的地位を有する「核保有国」（米ソ英仏中の5か国と規定）が「核軍縮の義務」を果たしていないにも拘らず、核開発が禁止されている非核保有国がなぜ延長を受け入れなければならないのか、という問題であった。

そこでNPT無期限延長の必要性を重視したクリントンは、前述したSRART I・IIによる米ロの大幅な戦略兵器削減や、後述する「兵器用核分裂物資生産禁止条約（FMCT：Fissile Material Cut-off Treaty, 略してカットオフ条約）」締結の提案、「包括的核実験禁止条約（CTBT：Comprehensive Nuclear Test Ban Treaty）」の早期妥結の提案などを挙げて、核軍縮に向けた努力をアピールした。そうした努力もあり、NPT無期限延長が1995年5月に合意された。これにより、エリツィンが「核兵器をイランには売却しない」とクリントンに約束したことも、国際条約で担保されることになったのである。

また、長年その成立が期待されていた、包括的核実験禁止条約（CTBT）は1996年9月、国連総会で圧倒的多数の賛成で採択された。クリントンは、「多くの世界の指導者の中で最初に署名した」（Clinton〔2004〕p.728, 筆者訳）⁷⁹。ただ、当時共和党が多数を占めていた議会上院が、

⁷⁸ デルペシュいわく、「1995年、イランはパキスタンの核物理学者A.Q.カーンを中心とする闇の核ネットワークを通じて、はるかに高性能の遠心分離機の設計図を入手した。ただし、この設計図を使ってイランが1995年から2002までの間に何をしたのかは今も分っていない。しかし、2004年5月になって、イランはこれらの遠心分離機に使う磁石をアジアの供給者から購入したことを認めた」（デルペシュ〔2008〕pp.33-34）。

⁷⁹ クリントンは署名に際し、ケネディ元大統領が33年前に部分的核実験禁止条約を署名した際に使ったペン

核実験の禁止は査察不可能であるとして、批准を否決した。そして、クリントン自身も——軍や議会への配慮もあってか——CTBTが禁止していない未臨界実験を幾度も実施し、非核保有国から批判された。

クリントンは1993年9月、国連総会で兵器用核分裂物質生産禁止条約（カットオフ条約）の締結を提案した。これは、核兵器の製造に必要な高濃縮ウランとプルトニウムの生産を全面的に禁止しようとする内容で、NPT体制の補強を狙ったものである。カットオフ条約は、その後ジュネーブ軍縮委員会（CD：Committee on Disarmament at Geneva）を交渉の場とすることが決められ、CDは「カットオフ特別委員会」を設置したが、その後特に進展はなかった。

ii) 生物・化学兵器

高度な技術と多額の資金を必要とする核兵器開発に対し、生物・化学兵器は「貧者の核兵器」と呼ばれるほど、製造が容易で安価な兵器である⁸⁰。したがって、生物・化学兵器は、発展途上国やテロ組織への拡散が非常に懸念された。こうした生物・化学兵器に関しても、クリントンはブッシュ父子よりも積極的に対応した。まず、1995年9月の国連総会でクリントンは、①1993年1月に130か国が調印した「化学兵器禁止条約（CWC：Chemical Weapons Convention）」の批准を促進すること、②「生物兵器禁止条約（BWC：Biology Weapons Convention）」（1972年4月に調印され1975年3月に発効）を強化すること、を主張した。翌1996年の国連総会でも、同様の主張を繰り返した。

生物・化学兵器とも、その使用は既に「1925年のジュネーブ議定書」（「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」）で禁止されている。化学兵器禁止条約は、化学兵器の開発・生産・貯蔵をも全面的に禁止するもので、既に保有している国は10年以内に廃棄する条約である。また、査察に関しても、「抜き打ち査察」制度を有する画期的な条約である（日本は原契約国）⁸¹。

アメリカは、ブッシュ父大統領が1991年5月、全化学兵器の廃棄を一方的に約束し、化学兵器による報復の権利を放棄した。そして、クリントンが1993年にCWCに署名した。しかし、議会は1994年の中間選挙以降、上下両院とも野党共和党が多数党となり、その共和党は、アメリカの裁量権を縛るような国際条約には否定的な姿勢を示し、前述したCTBTのみならずCWCやBWCに対しても反対する意見が多数を占めた。クリントンは、そうした議会に説得工作を行った。CWCについては、「条約離脱の自由を留保する」という条件を設け、共和党議員

を用いた。クリントンは、少年時代からケネディ元大統領を尊敬していたが、1963年7月にボーイズ・ネーションの一員としてホワイトハウスを訪問しケネディ大統領に面談して、政治家を目指すようになったと言われている。

⁸⁰ 化学兵器は、サリン、VX、マスタード・ガス、青酸、ホスゲン等々、いわゆる「毒ガス兵器」である。CWC発効に伴って、日本は、旧日本軍が中国に遺棄した化学兵器を処理する義務を負った。一方、生物兵器は、天然痘ウイルス、ペスト菌、コレラ菌、炭疽菌、ボツリヌス毒素等々がある。

⁸¹ CWCは、2009年5月時点で、締約国が188か国。イラン、イラク、リビアなどは当初調印を留保したが、後に署名・批准した。北朝鮮、シリアは、署名していない。イスラエルは署名したが、批准していない。BWCに関しては、2011年12月時点で165か国が締結済み。イラン、イラク、北朝鮮、リビアは締結済みだが、シリアは署名したものの未批准、イスラエルは署名もしていない。（以上、外務省のホームページによる）。

の一部も取り込んだ。その結果、上院では賛成 74、反対 26 の大差で可決した⁸²。そして、CWC は 1997 年 4 月に発効した。発効に伴って、CWC の履行状況を検証する国際機関である化学兵器禁止機関 (OPCW) がオランダのハーグに設置された。

また、生物兵器禁止条約 (BWC) は、生物・毒素兵器の開発・生産・貯蔵を全面的に禁止し、既に保有している国は 9 か月以内に廃棄する条約である (日本は 1982 年に批准)。BWC には、CWC や NPT と異なり、検証する規定がなく、BWC の有効性が長年疑問視されてきた。そこで、クリントンは主導権を発揮、1995 年から BWC 締結国特別グループで検証議定書交渉を行い、2001 年 11 月の第 5 回 BWC 再検討会議までに妥結することを目指した⁸³。検証議定書が発効すれば、生物兵器に対しても査察が可能になる。しかし、クリントンの後を継いだブッシュ大統領が 2001 年 7 月 15 日、「アメリカの国益に沿わない」として反対したことから、合意には至らなかった。

クリントン政権が生物・化学兵器禁止も重視した背景には、① 1993 年 2 月のニューヨーク世界貿易センター爆破テロでテロリストが有毒ガスの使用を意図していたこと、② ロシア人亡命者の証言によって、ロシアが大量の炭疽菌、天然痘、エボラやその他の病原体を保管し、ソ連解体後も製造していることが分かったこと、③ 1995 年 3 月 20 日に東京で地下鉄サリン・テロが起きたこと、④ ロシアから核のみならず生物・化学兵器関連の科学者・技術者が、イランなど他国に流出する可能性を恐れたこと、などが要因としてあった。

(3) 第 4 章の結論

クリントン政権は、冷戦終焉直後の国際政治経済秩序が定まらぬ時期に、まずは「拡大と関与」戦略を軸に、外交安全保障に関する様々な重要課題に取り組んだ。「拡大と関与」戦略が最も成果を上げた分野は、中東欧諸国の民主化・市場経済化支援である。中東欧諸国は元々欧州への回帰を意図し改革意欲が強かったこともあるが、クリントン政権はそうした中東欧諸国を NATO に取り込みながら民主化・市場経済化を支援した。そして、主要な中東欧諸国の多くは、冷戦後の混乱の時期を乗り越えより安定した体制となり、欧州では主権国家間の戦争が生起する可能性が殆ど消滅したような秩序が構築された。

一方、ロシアの民主化・市場経済化の足取りは緩慢で、ロシア経済は深刻な状態が続いたが、クリントン政権は——主要 7 개국首脳会議 (G7) 各国の協力を得ながら——様々な方法でロシアを支援し続けた。また、ロシアを G7 に加え G8 に拡大し、軍事的にも NATO・ロシア常設合同理事会を発足させるなど、ロシアを西側社会の枠組みに組み込むべく尽力した。クリントンは前任ブッシュ父政権の路線を踏襲して、ロシアとの核軍縮を進めた。そうしたクリントン政権の取り組みもあって、ロシアが——冷戦時代のように——西側世界に軍事的に対峙する可能性は、非常に低くなった、と考えられた。

「拡大と関与」戦略は、「ならずもの国家」に対しては殆ど成果が上がらなかった。イラン、イ

⁸² 共和党有力者の中では、ブッシュ父政権時に国務長官であったジェームズ・ベーカーや、統合参謀本部議長であったコリン・パウエルは化学兵器禁止条約に賛成したが、保守派上院議員のジェシー・ヘルムズや、ブッシュ政権時に国防長官となるドナルド・ラムズフェルド、レーガン政権時の国防長官キャスパー・ワインバーガーなどが強硬に反対していた。

⁸³ 検証の必要性が認識されたのは、ロシアが 1992 年、旧ソ連が BWC 条約に違反していたことを認めたことが大きな要因となった。

ラク、北朝鮮は、冷戦の重しが取れていくのに相前後して核開発に乗り出したが、これに対しクリントン政権は——国際社会と協調しつつ——軍事的手段のみならず、制裁発動、外交手段で対応しようとした。しかし、イランやイラク政策では国際社会の足並みも揃わず、有効に対処できなかった。北朝鮮に対しても、核開発を断念させるために「米朝枠組み合意」を達成したものの、結局は北朝鮮の核開発を阻止することはできなかった。こうした結果、ならず者国家は、世界の安全保障にとって不確定・不安定要因として存在し続けることとなった。

次に、大規模な地域紛争に対して、クリントン政権は当初「積極的多国間主義」を唱え意欲的に取り組んだが、国連ソマリア活動での失敗から「選択的・効率的多国間主義」に後退し、ルワンダ紛争には関与しなかった。アメリカはじめ国際社会から見放されたルワンダは「世紀の虐殺」といった状態に陥り、ルワンダ紛争に関与しなかったことが、クリントンにとって「大統領任期中の最大の後悔の一つ」(Clinton〔2004〕p.593)になった。旧ユーゴスラビア紛争に対して、クリントン政権は、当初は余り積極的ではなかったが、事態の悪化に伴い関与を強めていった。しかし、その方法は——米軍の犠牲を避けるために——空爆といった軍事的手段に偏重し続けた。中東和平に関しては、クリントンは並々ならぬ精力を傾けたが、残念ながらオスロ和平プロセスは最終的に頓挫した。

最後に、国際テロと大量破壊兵器に関して、クリントン政権は積極的に働きかけた。ただ、国際テロに対しては結局、芳しい成果は上げられなかった。事実、クリントン政権はアルカイダの脅威を認識し種々手を尽くそうとしたものの、9.11米同時多発テロを事前に阻止するような手立ては打てなかった。一方、大量破壊兵器の拡散防止・阻止に関しては、それなりの成果を上げた。とりわけ、核兵器不拡散条約(NPT)無期限延長の合意達成と、包括的核実験禁止条約(CTBT)の採択、兵器用核分裂物資生産禁止条約(カットオフ条約)締結の提案など、核兵器の管理・削減に対して果たした役割は評価される。ただ、CTBTは米議会の批准を得られず、カットオフ条約に関してもその後特に進展はなかった。生物・化学兵器に関しても、反対多数の米議会に働きかけを行い、化学兵器禁止条約(CWC)を批准にまで漕ぎ着けたことは評価される。一方、生物兵器禁止条約(BWC)については、その実効性を上げるために検証議定書の採択を目指したが、こちらは進展が見られなかった。

以上のように、クリントン政権は、外交安全保障面では様々な重要課題に取り組んだが、こと対外経済政策に関しては、アメリカの輸出拡大、多国籍企業にとっての事業機会の拡大が主要目標となっており、国際公共財としての新たな通貨・貿易秩序を構築するといった意味合いでの貢献は余りなかった。もっとも、これは、クリントン政権の最大の政策課題が、問題含みであったアメリカ経済の再生・雇用回復にあったこと、そして世界経済が多極化する時代にあっては、半ばやむを得ないことだったのかもしれない。

(次稿に続く)

主要参考文献

〔欧州復興開発銀行 (EBRD) 報告書〕

European Bank for Reconstruction and Development (EBRD)〔1998〕*Transition report 1998 — Financial sector in transition*, EBRD, 28 October.

————〔1999〕*Transition report 1999 — Ten years of transition*, 8 October.

- [2000] *Transition report 2000 — Employment, skills and transition*, 12 October.
- [2001] *Transition report 2001 — Energy in transition*, 19 October.
- [2002] *Transition report 2002 — Agricultural and rural in transition*, 18 October.

〔参考文献〕

- 五十嵐武士 (編) [2006] 『アメリカ外交と21世紀の世界——冷戦史の背景と地域的多様性をふまえて』 昭和堂.
- [2010] 『グローバル化とアメリカの覇権』 岩波書店.
- ヴェドリーヌ, ユベール (橘明美訳) [2009] 『「国家の復権」——アメリカ後の世界の見取り図』 草思社 (VE-DRINE, Hubert [2007] *L'Continuer l'Histoire*)
- ウォーラステイン, イマニュエル (山下範久訳) [2003] 『世界を読み解く2002-3』 藤原書店 (WALLER-STEIN, Immanuel [2003] *Reading the World 2002-3*).
- 白井久和・馬橋憲男 (編) [2004] 『新しい国連——冷戦から21世紀へ』 有信堂.
- SGCIME (エス・ジー・シム) (編者) (編) [2003] 『マルクス経済学の現代的課題 第I集 グローバル資本主義』 お茶の水書房.
- 江畑謙介 [2002] 『最新・アメリカの軍事力』 講談社現在新書.
- 荻原伸次郎・中本悟 (編) [2005] 『現代アメリカ経済——アメリカン・グローバリゼーションの構造』 日本評論社.
- 尾上修悟 (編・著) [2003] 『新版・国際金融論』 ミネルヴァ書房.
- 金子讓 [2008] 『NATO 北大西洋条約機構の研究——米欧安全保障関係の軌跡』 彩流社.
- カプチャン, チャールズ (坪内淳訳) [2003] 『アメリカ時代の終わり (上・下)』 日本放送出版協会 (KUP-CHAN, Charles [2002] *The End of the American Era*, Alfred A. Knopf)
- 河村哲二 [2003] 『現代アメリカ経済』 有斐閣アルマ.
- カルドー, メアリー (山本武彦・宮脇昇・野崎孝弘訳) [2011] 『「人間の安全保障」論——グローバル化と介入に関する考察』 法政大学出版局.
- 菅英輝 (編・著) [2008] 『アメリカの戦争と世界秩序』 法政大学出版会.
- GILPIN, Robert [2000] *The Challenges of Global Capitalism: The World Economy in the 21st Century*, Princeton University Press.
- CLARK, Richard A. [2004] *Against All Enemies*, Free Press, USA.
- CLINTON, Bill [2004] *My Life*, Alfred A. Knopf, New York, USA.
- 国際連合広報局 (八森充訳) [2009] 『国際連合の基礎知識』 関西学院大学出版局.
- 小室程夫 [2007] 『国際経済法』 東信堂.
- 紺井博則・上川孝夫 (編) [2003] 『グローバリゼーションと国際通貨』 日本経済評論社.
- 坂本正弘 [2001] 『バックス・アメリカーナと日本——国際システムの視点からの検証』 中央大学出版部.
- 佐々木卓也 (編) [2002] 『戦後アメリカ外交史』 有斐閣アルマ.
- 佐々木雄太 (編) [2001] 『国際政治史——世界戦争の時代から21世紀へ』 名古屋大学出版会.
- ジョックス, アラン [2003] (逸見龍生訳) 『〈帝国〉と〈共和国〉』 青土社 (JOXE, de Alan [2002] *L'Empire du Chaos*, Editions La Decouverte).
- デルペシュ, テレーズ (早良哲夫訳) [2008] 『イランの核問題』 集英社新書 (DELPECH, Therese [2006] *L'Iran la bombe et la demission des nation.*)
- ナウ, ヘンリー (村田晃嗣・石川卓・島村直幸・高橋杉雄訳) [2005] 『アメリカの対外関与——アイデンティティとパワー』 (NAU, Henry R. [2002] *At Home Abroad: Identity and Power in American Foreign Policy*, Cornell University Press, USA).
- The National Commission on Terrorist Attacks Upon the United States [2004] *The 9/11 Commission Report*.

- 西田勝喜〔2002〕『GATT/WTO体制研究序説——アメリカ資本主義の論理と対外展開』文眞堂。
- 野崎久和〔2006〕『ブッシュのイラク戦争とは何だったのか——大義も正当性もない戦争の背景とコスト・ベネフィット』梓出版社。
- 〔2008〕『国際経済システム読本——国際通貨・貿易の今を考える』梓出版社。
- 福田茂夫・佐藤信一・堀一郎（編著）〔2003〕『世紀転換期の国際政治史』ミネルヴァ書房。
- ベイセヴィッチ, アンドリュー J. (菅原秀訳)〔2009〕『アメリカ・力の限界』(BACEVICH, Andrew J.〔2009〕*The Limit of Power: The End of American Exceptionalism*).
- 松田康博（編著）〔2009〕『NSC国家安全保障会議——危機管理・安保政策統合メカニズムの比較研究』彩流社。
- 宮崎勇・丸茂明則・大来洋一（編）〔2002〕『世界経済読本』東洋経済新報社。
- 武者小路公秀〔2003〕『人間安全保障論序説——グローバル・ファシズムに抗して』国際書院。
- 室山義正〔2002〕『米国の再生——そのグランドストラテジー』有斐閣。
- 毛利良一〔2001〕『グローバリゼーションとIMF・世界銀行』大月書店。
- 山本武彦（編著）〔2010〕『国際関係論のニュー・フロンティア』成文堂。
- 山本吉宣〔2006〕『「帝国」の国際政治学——冷戦後の国際システムとアメリカ』東信社。
- 〔2008〕『国際レジームとガバナンス』有斐閣。
- USAID (Strategic Planning & Analysis Division, E & E Bureau)〔2011〕*Russia Gap Analysis-Draft*, February 14.
- ラムズボサム, オリバー・ウッドハウス, トム・マイアル, ヒュー (宮本貴世訳)〔2009〕『現代世界の紛争解決学——予防・介入・平和構築の理論と実践』明石書店 (RAMSBOTHAM, Oliver・WOODHOUSE, Tom・MIALL, Hugh〔2005〕*Contemporary Conflict Resolution (2nd Edition)*, Polity Press Ltd., Cambridge, UK).
- 和田修一〔2010〕『米ソ首脳外交と冷戦の終結』芦書房。